

内閣府、総務省、財務省、
○文部科学省、厚生労働省、農林水産省、告示第三号
経済産業省、国土交通省、環境省

外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和八年政令第二百九十六号）及び対内直接投資等に関する命令及び外国為替法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部を改正する命令（令和八年令第六号）の施行に伴い、並びに外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条の二第一項及び第二十八条の二第一項並びに対内直接投資等に関する命令（昭和五十五年
総理府、大蔵省、文部省、
厚生省、農林水産省、通商産業省、
運輸省、郵政省、労働省、
建設省、
令第一号）第三条第一項、第四項及び第八項、第三条の二第三項、第四条第二項並びに第四条の三第二項の規定に基づき、対内直接投資等に関する命令第三条第六項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める対内直接投資等を定める件等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年九月十六日

内閣総理大臣 高市 早苗

総務大臣 林 芳正

財務大臣 片山さつき

文部科学大臣 松本 洋平

厚生労働大臣 上野賢一郎

農林水産大臣 鈴木 憲和

経済産業大臣 赤澤 亮正

国土交通大臣 金子 恭之

環境大臣 石原 宏高

対内直接投資等に関する命令第三条第六項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める対内直接投資等を定める件等の一部を改正する告示

(対内直接投資等に関する命令第三条第六項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める対内直接投資等を定める件の一部改正)

第一条 対内直接投資等に関する命令第三条第六項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める対内

直接投資等を定める件（平成二十二年文部科学省、厚生労働省、農林水産省、告示第一号）の一部を次の
内閣府、総務省、財務省、
経済産業省、国土交通省、環境省

ように改正する。

件名を次のように改める。

対内直接投資等に関する命令第三条第八項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める対内

直接投資等を定める件

第一号口中「第二条第十七項」を「第二条第二十六項」に、「同条第十六項第三号」を「同条第二十五

項第三号」に改める。

（対内直接投資等に関する命令第三条第三項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件の一部改正）

第二条 対内直接投資等に関する命令第三条第三項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種

を定める件（平成二十六年文部科学省、
内閣府、総務省、財務省、
厚生労働省、農林水産省、告示第一号）の一部を次のように改正

する。

件名を次のように改める。

対内直接投資等に関する命令第三条第四項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
別表第一 一 次に掲げる物の大分類E―製造業 イ 「略」 ロ 航空機（無人航空機（人が乗ることのできない航空機であつて、大きさ又は重量を問わず、遠隔操作又は自動操縦により飛行させることができるものをいう。以下同じ。）を含む。） ハ 人工衛星（地球を回る軌道の外に打ち上げられる飛しょう体及び天体上に置かれる人工の物体を含む。以下同じ。）、ロケット若しくはこれらの打上げ、追跡管制若しくは利用のために特に設計した装置又は推進薬若しくはその原料 「ニ・ホ 略」 二 「略」 三 第一号イからニまでに掲げる物を使用するために特に設計したプログラムに関する小分類三九一―ソフトウェア業及びこれらの物を使用するために専ら用いる情報処理サービスを提供する細分類三九二―情報処理サービス業 「四・五 略」 「号を削る。」	別表第一 一 次に掲げる物の大分類E―製造業 イ 「同上」 ロ 航空機（無人航空機（人が乗ることのできない航空機であつて、大きさ又は重量を問わず、遠隔操作又は自動操縦により飛行させることができるものをいう。）を含む。） ハ 人工衛星（地球を回る軌道の外に打ち上げられる飛しょう体及び天体上に置かれる人工の物体を含む。）、ロケット若しくはこれらの打上げ、追跡管制若しくは利用のために特に設計した装置又は推進薬若しくはその原料 「ニ・ホ 同上」 二 「同上」 三 第一号イからニまでに掲げる物を使用するために特に設計したプログラムに関する小分類三九一―ソフトウェア業 「四・五 同上」 六 外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）別表の一から一五までの項の中欄に掲げる設計及び製造に係る技術（公知の技術であつて、貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成十年通商産業省令第八号）第九条第二項第九号イからニまでに規定

六 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百十五号）（以下この号において「法」という。）第二条第一項に規定する医薬品（法第十四条第一項の承認を受けて製造販売されるものであつて、日本標準商品分類（平成二年四月十三日総務庁長官諮問第二百二十六号日本標準商品分類の改訂についての答申）の分類番号八七

六の病原生物に対する医薬品又は医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十八条第一項に規定する重要供給確保医薬品に限る。）及び当該医薬品に係る医薬品中間物並びに法第二条第五項に規定する高度管理医療機器（法第二十三条の二の五第一項の承認又は法第二十三条の二の二十三第一項の認証を受けて製造販売されるものに限る。以下同じ。）、その附属品及び当該高度管理医療機器又は附属品の部分品の大分類E―製造業

七 金属鉱物（独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十六年経済産業省令第九号）第二十一条第一項に規定する金属鉱物のうち、同項第四号、第六号、第九号、第十一号から第二十三号まで及び第二十五号から第四十三号までに掲げるものに限

する技術のいずれかに該当するものを除く。）を保有する次のイからへまでに掲げる業種

イ 大分類E―製造業

ロ 小分類三九―ソフトウェア業

ハ 小分類七一―自然科学研究所

ニ 小分類七四三―機械設計業

ホ 小分類七四四―商品・非破壊検査業

ヘ 小分類七四九―その他の技術サービス業

七 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百十五号）（以下この号において「法」という。）第二条第一項に規定する医薬品（法第十四条第一項の承認を受けて製造販売されるものであつて、日本標準商品分類（平成二年四月十三日総務庁長官諮問第二百二十六号日本標準商品分類の改訂についての答申）の分類番号八七

六の病原生物に対する医薬品に限る。）及び当該医薬品に係る医薬品中間物並びに法第二条第五項に規定する高度管理医療機器（法第二十三条の二の五第一項の承認又は法第二十三条の二の二十三第一項の認証を受けて製造販売されるものに限る。）、その附属品及び当該高度管理医療機器又は附属品の部分品の大分類E―製造業

八 金属鉱物（独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十六年経済産業省令第九号）第二十一条第一項に規定する金属鉱物のうち、同項第四号、第六号、第九号、第十一号から第二十三号まで及び第二十五号から第四十三号までに掲げるものに限

る。以下同じ。）又は金属鉱産物（同条第二項に規定するものをいう。以下同じ。）に関する次のイからホまでに掲げる業種

「イゝホ 略」

八 略

九 次に掲げる物の大分類E―製造業

イ 略

ロ 半導体素子若しくは集積回路の製造のために専ら用いられる半導体部素材（半導体の製造工程において用いられる物資又はその部分品若しくは素材等（未加工の原料又は物資を除く。以下同じ。）をいう。以下同じ。）又は半導体製造装置

（半導体素子又は集積回路の製造、測定若しくは分析の用に供されるダイシングソー、ウエハプロバー、電子顕微鏡その他専らこれらの用に供される細分類二六七一―半導体製造装置製造業、小分類二七三―計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業及び小分類二九七―電気計測器製造業を含む。以下同じ。）若しくは半導体製造装置に専ら用いられる部分品若しくは素材等

ハ 車載用（駆動用動力源としての用途に限る。以下同じ。）

又は定置用として用いられるリチウムイオン蓄電池の製造に使用するために特に設計した部分品、素材又は装置

ニ 積層セラミックコンデンサ、フィルムコンデンサ、SAW（弾性表面波）フィルタ、BAW（バルク弾性波）フィルタ、積層チップインダクター、水晶振動子、水晶共振子、水晶発振子又は巨大磁気抵抗効果若しくはトンネル磁気抵抗効果を利用する磁気センサーの製造に専ら用いられる部分品、素材等又は装置

る。）又は金属鉱産物（同条第二項に規定するものをいう。）

に関する次のイからホまでに掲げる業種

「イゝホ 同上」

九 同上

十 次に掲げる物の大分類E―製造業

イ 同上

ロ 半導体素子若しくは集積回路の製造のために専ら用いられる半導体部素材（半導体の製造工程において用いられる物資又はその部分品若しくは素材等（未加工の原料又は物資を除く。以下この号において同じ。）をいう。）又は半導体製造装置

（半導体素子又は集積回路の製造、測定又は分析の用に供されるダイシングソー、ウエハプロバー、電子顕微鏡その他専らこれらの用に供される細分類二六七一―半導体製造装置製造業、小分類二七三―計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業及び小分類二九七―電気計測器製造業を含む。）若しくは半導体製造装置に専ら用いられる部分品若しくは素材等

ハ 車載用（駆動用動力源としての用途に限る。）又は定置用

として用いられるリチウムイオン蓄電池の製造に使用するために特に設計した部分品、素材又は装置

ニ 積層セラミックコンデンサ、フィルムコンデンサ、SAW（弾性表面波）フィルタ、BAW（バルク弾性波）フィルタ、積層チップインダクター、水晶振動子、水晶共振子又は水晶発振子の製造に専ら用いられる部分品、素材等又は装置

ホ 「略」

十 船舶の部品のうち、次に掲げる物の大分類E―製造業

「イゝハ 略」

二 総トン数百九十トン以上の船舶の船体（当該船体を構成する船体ブロックを含む。）

十一 細分類五五九二―肥料・飼料卸売業であつてイ又はロに掲げる肥料の輸入業（イ又はロに掲げる物の年間輸入量が千トン以上のものに限る。）

イ 塩化カリウム（純粋であるかないかを問わないものとし、

肥料の用途に係るものに限る。以下同じ。）

ロ オルトりん酸水素ニアンモニウム（りん酸ニアンモニウム）及びオルトリン酸二水素アンモニウム（りん酸一アンモニウム）（純粋であるかないかを問わない。以下同じ。）並びにこれらの混合物（肥料の用途に係るものに限る。）

十二 細分類三九二―情報処理サービス業であつて、次のいずれかに該当するサービス（これらのサービスを包含する複合的なサービスを含む。）のために専ら用いる情報処理サービスを提供する事業又はこれらの事業のために特に設計したプログラムに係る細分類三九一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九二―組込みソフトウェア業若しくは細分類三九一三―パッケージソフトウェア業に属する事業

イ システム若しくはソフトウェアについてのサイバーセキュリティを確保するための監視サービス又はシステム若しくはソフトウェア等の適切な運用について、サイバーセキュリティに関する事象若しくはその予兆の検知若しくは防御を目的とするサービス若しくはセキュリティ製品が出力するログの

ホ 「同上」

十一 船舶の部品のうち、次に掲げる物の大分類E―製造業

「イゝハ 同上」

「新設」

十二 細分類五五九二―肥料・飼料卸売業であつてイ又はロに掲げる肥料の輸入業（イ又はロに掲げる物の年間輸入量が千トン以上のものに限る。）

イ 塩化カリウム（純粋であるかないかを問わないものとし、

肥料の用途に係るものに限る。）

ロ オルトりん酸水素ニアンモニウム（りん酸ニアンモニウム）及びオルトリン酸二水素アンモニウム（りん酸一アンモニウム）（純粋であるかないかを問わない。）並びにこれらの混合物（肥料の用途に係るものに限る。）

「新設」

分析、通知若しくはレポート提供を継続的に提供するサービス

ロ システム又はソフトウェア等の脆弱性に関する知見を有する者によるシステム又はソフトウェア等の脆弱性の診断を行うサービス

ハ 機器若しくは記録デバイスを対象に行われる、システム若しくはソフトウェア等の資源及び環境の不正使用等又はそれに至るための行為等への対応等に際し、電磁的記録の証拠保全、調査及び分析並びに電磁的記録の改ざん等についての分析並びに情報収集等を行う一連の科学的調査手法及び技術を用いた調査並びにそれに付帯するサービス

ニ システム及び端末等のサイバーセキュリティを確保することを目的として、システム及び端末等に対し、当該システム及び端末等とは別のシステム及び端末等から管理（機器構成の変更又は情報の収集等を含む。）を行うソフトウェア・サービス

ホ システム及び端末等において、不正アクセス、マルウェア感染又はフィッシングへの防御を行うためのセキュリティ対策ソフトウェア・サービス

ヘ 日本語入力ソフトウェア・サービス（入力内容を外部サーバーに送信して変換を行うものに限る。）

十三 次に掲げる業種に係る事業に係るサービスを提供するために必要なシステムのために特に設計したプログラムに係る細分類三九一一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二―組み込みソフトウェア業若しくは細分類三九一三―パッケージソフトウェア業又はこれらの事業のために専ら用いる情報処理サービス

「新設」

スを提供する細分類三九二一―情報処理サービス業

イ 細分類〇五三一―原油鉱業

ロ 細分類〇五三二―天然ガス鉱業

ハ 細分類一七一一―石油精製業

ニ 中分類三三―電気業（電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第三号に規定する小売電気事業者（需要に応じ供給する電力量の合計が五億キロワット以上である者に限る。））、同項第九号に規定する一般送配電事業者、同項第十一号に規定する送電事業者、同項第十一号の三に規定する配電事業者、同項第十五号に規定する発電事業者（出力五万キロワット以上の発電等用電気工作物（同項第五号ロに規定する発電等用電気工作物をいう。以下同じ。）を有する者に限る。）及び同項第十五号の四に規定する特定卸供給事業者（電気の供給能力を有する者（同項第十五号に規定する発電事業者を除く。）から集約する電気の出力の合計が五万キロワット以上である者に限る。）に限る。）

ホ 中分類三四―ガス業（ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第三項に規定するガス小売事業者（ガスの供給量が年間五十億メガジュール以上である者に限る。））、同条第六項に規定する一般ガス導管事業者、同条第八項に規定する特定ガス導管事業者及び同条第十項に規定するガス製造事業者に限る。）

ヘ 細分類三六一―上水道業（給水人口が五万人を超える水道事業者若しくは一日最大給水量が二万五千立方メートルを超える水道用水供給事業者又は地方公共団体であつて給水人口が五万人を超える水道事業者若しくは一日最大給水量が二

万五千立方メートルを超える水道用水供給事業者が設定した水道施設運営権を有する者に限る。）

ト 次に掲げる業種（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第九条の登録を受けるべき電気通信事業に該当するものに限る。）

(1) 細分類三七一一―地域電気通信業（有線放送電話業を除く）

(2) 細分類三七一二―長距離電気通信業

(3) 細分類三七一三―有線放送電話業

(4) 細分類三七一九―その他の固定電気通信業

(5) 細分類三七二一―移動電気通信業

(6) 細分類四〇一一―ポータルサイト・サーバ運営業

(7) 細分類四〇二一―アプリケーション・サービス・コンテンツ・プロバイダ及び細分類四〇一三―インターネット利用サポート業

チ 小分類四二一―鉄道業（武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号）第二条第七号に規定する指定公共機関として指定された鉄道事業者に限る。）

リ 細分類四七一一―倉庫業（冷蔵倉庫業を除く）（石油備蓄業に係るものに限る。）

ヌ 細分類四七二一―冷蔵倉庫業（石油備蓄業に係るものに限る。）

ル 細分類九二九九―他に分類されないその他の事業サービス業（液化石油ガス充てん業及び液化石油ガスの貯蔵を行う事

業に係るものであって、石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和五十年法律第九十六号）第十四条の規定に基づき指定された特定石油ガス輸入業者等が行うものに限る。）

十四

次のイ又はロに掲げる発電等用電気工作物（出力五万キロワット未満のものに限る。）の区分に応じ、それぞれ次に定めるシステム又は設備のために特に設計したプログラムに係る細分類三九一一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二―組込みソフトウェア業若しくは細分類三九一三―パッケージソフトウェア業又はこれらのシステム又は機器のために専ら用いる情報処理サービスを提供する細分類三九二一―情報処理サービス業

イ 事業用電気工作物（電気事業法第三十八条第二項に規定する事業用電気工作物をいう。ロにおいて同じ。）（小規模事業用電気工作物（同条第三項に規定する小規模事業用電気工作物をいう。ロにおいて同じ。）を除く。）に該当する発電等用電気工作物 当該発電等用電気工作物を監視又は制御する機能を有するシステム（これらのシステムに付随するネットワークを含む。）

ロ 事業用電気工作物（小規模事業用電気工作物に限る。）又は一般用電気工作物（電気事業法第三十八条第一項に規定する一般用電気工作物をいう。）に該当する発電等用電気工作物 当該発電等用電気工作物（再生可能エネルギー発電設備（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第二条第二項に規定する再生可能エネルギー発電設備をいう。）に該当するものに限る。）が採用する通信機能を有する制御システムのうち、イ

〔新設〕

インターネットプロトコルを用いる設備

十五

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）第五十条第一項に規定する特定社会基盤事業者に対し、以下のいずれかを提供する細分類三九一一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二―組込みソフトウェア業若しくは細分類三九一三―パッケージソフトウェア業又は細分類三九二一―情報処理サービス業

イ 特定重要設備（経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第五十条第一項に規定する特定重要設備をいう。ロ及びハにおいて同じ。）

ロ 特定重要設備の一部を構成する設備、機器、装置又はプログラム

ハ 特定重要設備の重要維持管理等（経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第五十二条第一項に規定する重要維持管理等をいう。以下このハにおいて同じ。）に係るサービス（特定重要設備の重要維持管理等の再委託を受けたものが提供するサービスを含む。）

十六

小分類四二一一―鉄道業（鉄道事業法施行規則（昭和六十二年運輸省令第六号）第三十六条の三第二項（軌道法施行規則（大正十二年内務省・鉄道省令）第三十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき国土交通大臣が定める鉄道事業者及び軌道経営者が営むものに限る。）に係る事業に係るサービスを提供するために必要なシステム（その機能が停止し、又は低下した場合に輸送の安全の確保に著しく支障を及ぼすおそれ又は国民生活に多大な影響を及ぼすおそれが生ずるものに限る。）のために特に設計されたプログラムに係る細分類

〔新設〕

〔新設〕

三九一一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二―組込みソフトウェア業若しくは細分類三九一三―パッケージソフトウェア業又はこれらの事業のために専ら用いるための情報処理サービスを提供する細分類三九二―情報処理サービス業

十七 クラウドサービス（インターネットその他の高度情報通信

ネットワークを通じて電子計算機を他人の情報処理の用に供する役務をいう。）に用いるものであって、次のいずれかに該当する技術を保有する細分類三九一一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二―組込みソフトウェア業、細分類三九一三―パッケージソフトウェア業又は細分類三九二―情報処理サービス業

イ サーバー、ストレージその他のハードウェアをソフトウェアにより分割し、又は統合して仮想的な実行環境を提供するもの

ロ 暗号鍵の生成又は管理に係るもの

ハ 主体の認証、アクセス権限の管理又は情報の利用の制御に係るもの

十八 特定重要物資（経済施策を一体的に講ずることによる安全

保障の確保の推進に関する法律第七条に規定する特定重要物資をいう。以下同じ。）又はその生産に必要な原材料、部品、設備、機器若しくは装置等のうち、次に掲げる物の設計又は製造のために専ら設計されたプログラムに係る細分類三九一一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二―組込みソフトウェア業若しくは細分類三九一三―パッケージソフトウェア業又はこれらの設計若しくは製造に係る情報の処理のために専ら用いる情報処理サービスを提供する細分類三九二―情報処理サービス業

〔新設〕

〔新設〕

ス業

イ 日本標準商品分類の分類番号八七 六の病原生物に対する医薬品及び当該医薬品に係る医薬品中間物

ロ 次に掲げる物（肥料の用途に係るものに限る。）

(1) 塩化カリウム

(2) オルトりん酸水素二アンモニウム（りん酸二アンモニウム）若しくはオルトリン酸二水素アンモニウム（りん酸一アンモニウム）又はこれらの混合物

ハ 数値制御を行うことができる金属工作機械等の製造又は補修の用に供される鋳物の代替素材（ミネラルキャストに限る。）、ボールねじ、リニアガイド又はリニアスケール

ニ 半導体素子若しくは集積回路、これらの製造のために専ら用いられる半導体部素材、半導体製造装置に専ら用いられる素材等、半導体製造用のヘリウム、希ガス、りん化合物若しくはふっ化水素酸、電子回路基板又は電子回路実装基板

ホ 車載用若しくは定置用として用いられるリチウムイオン蓄電池の製造に使用するために特に設計した部分品又は素材

ヘ ディーゼルエンジン（連続最大出力が七百三十五キロワット以上かつ二サイクルのものに限る。）に用いられるクラックシャフト又は総トン数百九十トン以上の船舶の船体（当該船体を構成する船体ブロックを含む。）

ト 積層セラミックコンデンサ、フィルムコンデンサ、SAW（弾性表面波）フィルタ、BAW（バルク弾性波）フィルタ、積層チップインダクター、水晶振動子、水晶共振子、水晶発振子又は巨大磁気抵抗効果若しくはトンネル磁気抵抗効果を利用する磁気センサー又はこれらの製造に専ら用いられ

る部分品若しくは素材等

チ 人工衛星又はロケットの打上げのために特に設計した推進薬又はその原料

十九

特定重要物資又はその生産に必要な原材料、部品、設備、機器若しくは装置等のうち、次に掲げる物の設計、製造又は使用のために専ら設計されたプログラムを作成する細分類三九一一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二―組込みソフトウェア業若しくは細分類三九一三―パッケージソフトウェア業又はこれらの設計、製造若しくは使用に係る情報の処理のために専ら用いる情報処理サービスを提供する細分類三九二一―情報処理サービス業

イ 数値制御を行うことができる金属工作機械若しくは主として工業製品の製造の用に供される産業用ロボット又はこれらの製造若しくは補修の用に供される減速機、サーボ機構、数値制御装置若しくはプログラマブルロジックコントローラ

ロ 航空機（無人航空機を除く。）の部品

ハ 半導体製造装置又は半導体製造装置に専ら用いられる部分品

ニ 車載用若しくは定置用として用いられるリチウムイオン蓄電池又はその製造に使用するために特に設計した装置

ホ ディーゼルエンジン（連続最大出力が七百三十五キロワット以上のものに限る。）、航行の安全の確保の用に供される航海用具（音響測深機に限る。）又は主たる推進力を生み出すプロペラ（直径が千六百ミリメートルを超えるものに限る。）

ヘ 積層セラミックコンデンサ、フィルムコンデンサ、SAW

〔新設〕

(弾性表面波) フィルタ、B A W (バルク弾性波) フィルタ、積層チップインダクター、水晶振動子、水晶共振子、水晶発振子又は巨大磁気抵抗効果若しくはトンネル磁気抵抗効果を利用する磁気センサーの製造に専ら用いられる装置

ト 高度管理医療機器、その附属品及び当該高度管理医療機器又は附属品の部分品

チ 無人航空機

リ 人工衛星若しくはロケット又はこれらの打上げ、追跡管制若しくは利用のために特に設計した装置

二十 集積回路又は半導体素子を動作させ、これらの機能を実現するために特に設計したプログラム(集積回路又は半導体素子を利用した製品(パーソナルコンピュータ又は通信機器を含む。)を動作させるためのプログラムは除く。)を作成する細分類三九一一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二―組込みソフトウェア業若しくは細分類三九一三―パッケージソフトウェア業又はこれらの用に専ら用いる情報処理サービスを提供する細分類三九二一―情報処理サービス業

二十一 武器、電動機、発電機又は医療用機械器具に用いる永久磁石若しくはその製造に使用するために特に設計した素材の設計若しくは製造のために設計されたプログラムに係る細分類三九一一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二―組込みソフトウェア業若しくは細分類三九一三―パッケージソフトウェア業又はこれらの設計若しくは製造に係る情報の処理のために用いる情報処理サービスを提供する細分類三九二一―情報処理サービス業

二十二 可燃性天然ガスの探査又は掘削のために専ら設計された

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

プログラムに係る細分類三九一一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二―組込みソフトウェア業若しくは細分類三九一三―パッケージソフトウェア業又はこれらの設計若しくは製造に係る情報の処理のために専ら用いる情報処理サービスを提供する細分類三九二一―情報処理サービス業

二十三 金属鉱物、金属鉱産物若しくは核原料物資の探鉱、採掘、選鉱若しくは製錬のために専ら設計されたプログラムに係る細分類三九一一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二―組込みソフトウェア業若しくは細分類三九一三―パッケージソフトウェア業又はこれらの探鉱、採掘、選鉱若しくは精錬に係る情報の処理のために専ら用いる情報処理サービスを提供する細分類三九二一―情報処理サービス業

〔新設〕

二十四 特定重要物資又はその生産に必要な原材料、部品、設備、機器若しくは装置等のうち、第十八号イからチまで若しくは第十九号イからリまでに掲げる物、集積回路、半導体素子、武器、電動機、発電機若しくは医療用機械器具に用いる永久磁石若しくはその製造に使用するために特に設計した素材、可燃性天然ガス、金属鉱物又は金属鉱産物の調達、在庫又は備蓄に係る情報を扱い、これらの物のサプライチェーンを可視化し、又はサプライチェーンの脆弱性を分析するためのプログラムに係る細分類三九一一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二―組込みソフトウェア業若しくは細分類三九一三―パッケージソフトウェア業又はこれらの情報の処理のために専ら用いる情報処理サービスを提供する細分類三九二一―情報処理サービス業

二十五 不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第二条第六

〔新設〕

不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第二条第六

二十六 不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第二条第六

〔新設〕

項に規定する営業秘密として管理される非公開の技術情報を扱うために特に設計されたプログラムを提供する細分類三九一一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二―組込みソフトウェア業若しくは細分類三九一三―パッケージソフトウェア業又はこれらの情報の処理のために専ら用いる情報処理サービスを提供する細分類三九二―情報処理サービス業

二十六 百万人以上の者の個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第二条第一項に規定する個人情報をいう。）を扱うために特に設計したプログラムを提供する細分類三九一一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二―組込みソフトウェア業若しくは細分類三九一三―パッケージソフトウェア業又はこれらの情報の処理のために専ら用いる情報処理サービスを提供する細分類三九二―情報処理サービス業（個人情報保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号）第一条に掲げるもの又は同令第二条各号に掲げる事項を内容とする記述等が含まれるものにあつては、銀行（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行をいう。）、銀行持株会社（同条第十三項に規定する銀行持株会社をいう。）、保険会社（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二項に規定する保険会社をいう。）、保険持株会社（同条第十六項に規定する保険持株会社をいう。）、金融商品取引業者（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。）であつて第一種金融商品取引業（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業をいう。）若しくは投資運用業（同条第四項に規定する投資運用業をいう。）を行うもの若しくは指定親会

〔新設〕

社（同法第五十七条の十二第三項に規定する指定親会社をいう。）（以下これらのものをこの号において「指定金融機関」という。）又は指定金融機関の子会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第三号に規定する子会社をいう。以下同じ。）が、指定金融機関等（指定金融機関又はその関係会社（会社計算規則（平成十八年法務省令第十三号）第二条第三項第二十五号に規定する関係会社をいう。）をいう。以下この号において同じ。）に対して提供する場合又は法令に基づき指定金融機関等以外のものに対して提供する割合が一定以下とされている指定金融機関等が当該一定割合以下で当該指定金融機関等以外のものに対して提供する割合若しくは法令に基づき指定金融機関等以外のものに対して提供する割合が定められていない指定金融機関等が主として当該指定金融機関等に提供しつつ当該指定金融機関等以外のものに対して提供する場合に係るものを除く。）

二十七 人工知能及び先端的なロボット関連技術、人工的な方法による学習、推論、判断等の知的な機能の実現及び人工的な方法により実現した当該機能の活用に関する次のいずれかの技術を保有する細分類三九一一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二―組込みソフトウェア業、細分類三九一三―パッケージソフトウェア業又は細分類三九二一―情報処理サービス業
イ 機械学習による学習及びそれによって得られる推論・判断等のアルゴリズム（以下「機械学習アルゴリズム」という。）の実現に必要な電子計算機の演算処理装置の利用（機械学習アルゴリズムの実現を主たる目的としていることが明らかなものに限る。）の効率化に係るプログラムに係るもの

〔新設〕

ロ 機械学習アルゴリズムに入力する学習データの整形、分類、加工等の効率化に係るプログラム及び他の者の機械学習アルゴリズムの実現に係る研究開発活動を直接効率化・促進するためのプログラム（機械学習アルゴリズムへの入力及び実現に係る研究開発活動の直接効率化・促進を主たる目的としていることが明らかなものに限る。）に係るもの

ハ 機械学習アルゴリズムを記述したプログラム及びそれと連携するプログラムに係るものうち、機械学習アルゴリズムを実現するもの又は機械学習アルゴリズムの出力結果に直接影響を与え、出力結果を高度化させることを主たる目的としていることが明らかなもの

二十八 行政機関（重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和六年法律第二十七号）第一条第一項の行政機関に限る。）による利用のために特に設計したシステム又はサービス（当該行政機関により入力された情報を自己又は第三者が取得するものに限る。）のために特に設計されたプログラムを作成する細分類三九一一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二―組込みソフトウェア業若しくは細分類三九一三―パッケージソフトウェア業又はこれらのシステム若しくはサービスのために専ら用いる情報処理サービスを提供する細分類三九二一―情報処理サービス業

二十九 地理空間情報又は地図情報（宇宙空間を含み、以下「地理空間情報等」という。）を扱うシステム又はサービス（自ら収集（測量又は調査を含む。）した地理空間情報等を利用するものに限る。）のために特に設計したプログラムを作成する細分類三九一一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二―組

〔新設〕

〔新設〕

込みソフトウェア業、細分類三九一三ーパッケージソフトウェア業又はこれらの情報の処理のために専ら用いる情報処理サービスを提供する細分類三九二一ー情報処理サービス業

三十 次のいずれかに該当するサービスを提供する細分類三九二一ー情報処理サービス業

イ 所有するサーバーを顧客に貸し出し（データセンター（データの処理を目的としたコンピュータやデータ通信のための装置の設置及び運用に特化した建物又は室をいう。以下この号において同じ。）に設置されたサーバーを顧客にネットワークを介して利用させる場合を含む。）、当該サーバーのインターネットへの接続、保守又は運用その他のサービスを提供するサービス

ロ ネットワークを利用し、データセンターにおけるサーバー、ストレージその他の機器又は設備を利用者の専有又は他の利用者との共用で提供するサービスのうち、システム又はアプリケーションの構築又は提供等の基盤となる機能を提供するサービス

（注） ソフトウェア業又は情報処理・提供サービス業に属する事業（対内直接投資等に関する命令第三条の二第三項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（令和二年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第四号）に掲げるこれらの業種に属する事業に該当しないものに限る。）にあつては、別表第三に掲げる業種に属する事業（以下「別表第三事業」という。）に付随して実施し、又は別表第三事業のみを営む親会社（会社法第二条第四号に規定する親会社

〔新設〕

〔新設〕

をいう。以下同じ。）若しくは当該親会社の子会社のうち別表第三事業のみを営むもののために実施するもの（当該事業を営む会社の他のもの（当該会社の関係会社（会社計算規則第二条第三項第二十五号に規定する関係会社をいう。）のうち別表第三事業のみを営むもの及び当該事業を営む会社と同じ別表第三事業のみを営む他の会社を除く。以下同じ。）から委託を受けてソフトウェアの開発を行うもの及び他のものが保有するデータを扱う情報処理サービスを提供するものを除く。）を除く。 備考 この表は、令和五年総務省告示第二百五十六号（統計法第二十八条の規定に基づき、統計基準として日本標準産業分類を定める件）の分類表に従っている。	
備考 表中の「」の記載は注記である。	備考 この表は、統計法第二十八条に基づき、産業に関する分類を定める件（令和五年七月総務省告示第二百五十六号）の分類表に従っている。

名 出 産					名 出 産				
別表第二					別表第二				
大分類	小分類	細分類		摘要	大分類	小分類	細分類		摘要
		番号	項目名				番号	項目名	
農業、林業	畜産農業	[略]	[略]	<u>ただし、 愛がん用 動物に係 るものを 除く</u>	農業、林業	畜産農業	[略]	[略]	[新設]
		0125	畜産類似業				[略]	畜産類似業	
		[略]	[略]				[略]	[略]	
		[略]	[略]				[略]	[略]	
		[略]	[略]				[略]	[略]	
製造業	その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業	2899	その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業	[略] ただし、 S A W （弾性表 面波）フ イルタ、 B A W （バブルク 弾性波）	製造業	その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業	[略]	[略]	[略] ただし、 S A W （弾性表 面波）フ イルタ、 B A W （バブルク 弾性波）
		[略]	[略]				[略]	[略]	
		[略]	[略]				[略]	[略]	
		[略]	[略]				[略]	[略]	
		[略]	[略]				[略]	[略]	

[illegible]

	会社をいう。※2において同じ。)のうち別表第三事業のみを営むもののために実施するソフトウェア業及び情報処理・提供サービス業に属する事業(当該事業を営む会社の他のもの(当該会社の関係会社(会社計算規則(平成十八年法務省令第十三号)第二条第三項第二十五号に規定する関係会社をいう。)のうち別表第三事業のみを営むもの及び当該別表第三事業のみを営む他の会社を除く。以下この※1及び※2において同じ。)から委託を受けてソフトウェアの開発を行うもの及び他のものが保有するデータを扱う情報処理サービスを提供するものを除く。)を除く。
※ 対内直接投資等に関する命令第三条の二第三項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件(令和二年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第四号)に掲げる業種に該当するインターネット附属サービス業(インターネット利用サポート業に限る。以下この※において同じ。)に属する事業以外にあつては、別表第三に掲げる業種に属する事業(以下この※において「別表第三事業」という。)に付随して実施し、又は別表第三事業のみを営む会社法(平成十七年法律第八十六号)第二条第四号に規定する親会社若しくは当該親会社の同条第三号に規定する子会社のうち別表第三事業のみを営むもののために実施するインターネット附属サービス業に属する事業(当該事業を営む会社の他のもの(当該会社の会社計算規則(平成十八年法務省令第十三号)第二条第三項第二十五号に規定する関係会社のうち別表第三事業のみを営むもの及び当該事業を営む会社と同じ別表第三事業のみを営む他の会社を除く。)から委託を受けてインターネット附属サービス業を提供するものを除く。)を除く。 備考 この表は、令和五年総務省告示第二百五十六号(統計法第二十	※2 対内直接投資等に関する命令第三条の二第三項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件(令和二年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第四号)に掲げる業種に該当するインターネット附属サービス業(インターネット利用サポート業に限る。以下この※2において同じ。)に属する事業以外にあつては、別表第三事業に付随して実施し、又は別表第三事業のみを営む親会社若しくは当該親会社の子会社のうち別表第三事業のみを営むもののために実施するインターネット附属サービス業に属する事業(当該事業を営む会社の他のものから委託を受けてインターネット附属サービス業を提供するものを除く。)を除く。 備考 この表は、統計法第二十八条の規定に基づき、産業に関する分

八条の規定に基づき、統計基準として日本標準産業分類を定める件)
の分類表に従っている。

別表第三

大分類	小分類	細分類		摘要
		番号	項目名	
【略】 製造業	【略】 【略】 その他の 電子部 品・デバ イス・電 子回路製 造業	【略】 【略】 2899	【略】 【略】 その他の電子部品・デバ イス・電子回路製造業	【略】 ただし、 S A W (弾性表 面波) フ イルタ、 B A W (バブルク 弾性波) フイル タ、水晶 振動子、 水晶共振 子、水晶 発振子又 は巨大磁 気抵抗効 果若しく はトシネ

類を定める件 (令和五年七月総務省告示第二百五十六号) の分類表に
従っている。

別表第三

大分類	小分類	細分類		摘要
		番号	項目名	
【略】 製造業	【略】 【略】 その他の 電子部 品・デバ イス・電 子回路製 造業	【略】 【略】 2899	【略】 【略】 その他の電子部品・デバ イス・電子回路製造業	【略】 ただし、 S A W (弾性表 面波) フ イルタ、 B A W (バブルク 弾性波) フイル タ、水晶 振動子、 水晶共振 子又は水 晶発振子 の製造業 を除く

情報通信業	【略】	【略】	【略】	【略】	【略】
	【略】	【略】	【略】	【略】	
	【略】	【略】	【略】	【略】	
	【略】	【略】	【略】	【略】	
	【略】	【略】	【略】	【略】	
ソフトウェア業	3911	受託開発ソフトウェア業	【削る。】	<u>ル磁気抵抗効果を</u> <u>利用する</u> <u>磁気センサーの製造業を除く</u>	【略】
	3912	組み込みソフトウェア業	【削る。】		
	3913	パッケージソフトウェア業	【削る。】		
	3914	ゲームソフトウェア業	【削る。】		
	3921	情報処理サービス業	【削る。】		
情報・提供サービス業	【略】	【略】	【略】	<u>※1</u>	【略】
	【略】	【略】	【略】		
	【略】	【略】	【略】		
	【略】	【略】	【略】		
	【略】	【略】	【略】		
インターネット随サービス	【略】	【略】	【略】	【略】	【略】
	【略】	【略】	【略】		
	【略】	【略】	【略】		
	【略】	【略】	【略】		
	【略】	【略】	【略】		

ス業	4013	インターネット利用サ ポート業	※	ス業	4013	インターネット利用サ ポート業	※2
	[略]	[略]	[略]		[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]		[略]	[略]	[略]
サービス業（他に分類されないもの）	[略]	[略]		サービス業（他に分類されないもの）	[略]	[略]	
他に分類されない事業サービス業	[略]	[略]		他に分類されない事業サービス業	[略]	[略]	
	9299	他に分類されないその他の事業サービス業	ただし、 液化石油ガス（LPG）充てん業及び液化石油ガス（LPG）の貯蔵を行う事業に係るものを		9299	他に分類されないその他の事業サービス業	ただし、 液化天然ガス（LPG）充てん業及び液化天然ガス（LPG）の貯蔵を行う事業に係るものを除く

				除く
	[略]	[略]	[略]	

[削る。]

※ 対内直接投資等に関する命令第三条の二第三項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件に掲げる業種に該当するインターネット附随サービス業（インターネット利用サポート業に限る。以下この※において同じ。）に属する事業以外であつて、別表第三事業に付随して実施し、又は別表第三事業のみを営む親会社若しくは当該親会社の子会社のうち別表第三事業のみを営むものために実施するインターネット附随サービス業に属する事業（当該事業を営む会社その他のものから委託を受けてインターネット附随サービス業を提供するものを除く。）に限る。

備考 この表は、令和五年総務省告示第二百五十六号（統計法第二十八

	[略]	[略]	[略]

※1 別表第三に掲げる業種に属する事業（以下この※1及び※2において「別表第三事業」という。）に付随して実施し、又は別表第三事業のみを営む親会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第四号に規定する親会社をいう。以下この※1及び※2において同じ。）若しくは当該親会社の子会社（同法第二条第三号に規定する子会社をいう。※2において同じ。）のうち別表第三事業のみを営むものために実施するソフトウェア業及び情報処理・提供サービス業に属する事業（当該事業を営む会社その他のもの（当該会社の関係会社（会社計算規則（平成十八年法務省令第十三号）第二条第三項第二十五号に規定する関係会社をいう。）のうち別表第三事業のみを営むもの及び当該別表第三事業のみを営む他の会社を除く。以下この※1及び※2において同じ。）から委託を受けてソフトウェアの開発を行うもの及び他のものが保有するデータを扱う情報処理サービスを提供するものを除く。）に限る。

※2 別表第三事業に付随して実施し、又は別表第三事業のみを営む親会社若しくは当該親会社の子会社のうち別表第三事業のみを営むもののために実施するインターネット附随サービス業（インターネット利用サポート業に限る。以下この※2において同じ。）に属する事業（当該事業を営む会社その他のものから委託を受けてインターネット附随サービス業を提供するものを除く。）に限る。

備考 この表は、統計法第二十八条の規定に基づき、産業に関する分

<u>八条の規定に基づき、統計基準として日本標準産業分類を定める件</u> の分類表に従っている。	<u>類を定める件（令和五年七月総務省告示第二百五十六号）</u> の分類表に 従っている。
備考 表中の「」の記載は注記である。	

（対内直接投資等に関する命令第三条第一項及び第四条第二項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件の一部改正）

第三条 対内直接投資等に関する命令第三条第一項及び第四条第二項の規定に基づき、財務大臣及び事業所

管大臣が定める業種を定める件（平成二十九年文部科学省、厚生労働省、農林水産省、告示第三号）の一
内閣府、総務省、財務省、
経済産業省、国土交通省、環境省

部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
別表 一 次に掲げる物の大分類E―製造業 イ 「略」 ロ 航空機（無人航空機（人が乗ることのできない航空機であつて、大きさ又は重量を問わず、<u>遠隔操作又は自動操縦により飛行させることができるものをいう。</u>以下同じ。）を含む。） ハ 人工衛星（地球を回る軌道の外に打ち上げられる飛しょう体及び天体上に置かれる人工の物体を含む。以下同じ。）、ロケット若しくはこれらの打上げ、追跡管制若しくは利用のために特に設計した装置又は推進薬若しくはその原料 「ニ・ホ 略」 二 「略」 三 第一号イからニまでに掲げる物を使用するために特に設計したプログラムに関する小分類三九一―ソフトウェア業及びこれらの物を使用するために専ら用いる情報処理サービスを提供する細分類三九二―情報処理サービス業 「四く六 略」 「号を削る。」	別表 一 次に掲げる物の大分類E―製造業 イ 「同上」 ロ 航空機（無人航空機（人が乗ることのできない航空機であつて、大きさ又は重量を問わず、<u>遠隔操作又は自動操縦により飛行させることができるものをいう。</u>）を含む。） ハ 人工衛星（地球を回る軌道の外に打ち上げられる飛しょう体及び天体上に置かれる人工の物体を含む。）、ロケット若しくはこれらの打上げ、追跡管制若しくは利用のために特に設計した装置又は推進薬若しくはその原料 「ニ・ホ 同上」 二 「同上」 三 第一号イからニまでに掲げる物を使用するために特に設計したプログラムに関する小分類三九一―ソフトウェア業 「四く六 同上」 七 外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）別表の一から一五までの項の中欄に掲げる設計及び製造に係る技術（公知の技術であつて、貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成十年通商産業省令第八号）第九条第二項第九号イからニまでに規定

七
〔略〕

八 細分類四〇一三―インターネット利用サポート業（ただし、

対内直接投資等に関する命令第四条の三第二項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（令和二年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第五号）に掲げる業種に該当するインターネット利用サポート業に属する事業以外にあつては、対内直接投資等に関する命令第三条第四項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（平成二十六年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第一号）別表第三に掲げる業種に属する事業（以下この号において「別表第三事業」という。）に付随して実施し、又は別表第三事業のみを営む親会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第四号に規定する親会社をいう。以下同じ。）若しくは当該親会社の子会社（同法第二条第三号に規定する子会社をいう。）のうち別表第三事業のみを営むもののために実施するインターネット利用サポート業に属する事業（当該事業を営

する技術のいずれかに該当するものを除く。）を保有する次のイからへまでに掲げる業種

イ 大分類E―製造業

ロ 小分類三九一―ソフトウェア業

ハ 小分類七一―自然科学研究所

ニ 小分類七四三―機械設計業

ホ 小分類七四四―商品・非破壊検査業

ヘ 小分類七四九―その他の技術サービス業

八
〔同上〕

九 細分類三九一一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二―組込みソフトウェア業、細分類三九一三―パッケージソフト

ウェア業、細分類三九二―情報処理サービス業及び細分類四〇一三―インターネット利用サポート業（ただし、対内直接投資等に関する命令第四条の三第一項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（令和二年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第五号）に掲げる業種に該当する受託開発ソフトウェア業、組込みソフトウェア業、パッケージソフトウェア業、情報処理サービス業又はインターネット利用サポート業に属する事業以外にあつては、対内直接投資等に関する命令第三条第三項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（平成二十六年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第一号）別表第三に掲げる業種に属する事業（以下この号において「別表第三事業」という。）に付随して実施し、又は別表第三事業のみを営む親会社（会社

む会社の他のもの（当該会社の関係会社（会社計算規則（平成十八年法務省令第十三号）第二条第三項第二十五号に規定する関係会社をいう。）のうち別表第三事業のみを営むもの及び当該別表第三事業のみを営む他の会社を除く。）から委託を受けてインターネット利用サポート業を提供するものを除く。）を除く。）

九 金属鉱物（独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十六年経済産業省令第九号）第二十一条第一項に規定する金属鉱物のうち、同項第四号、第六号、第九号、第十一号から第二十三号まで及び第二十五号から第四十三号までに掲げるものに限る。以下同じ。）又は金属鉱産物（同条第二項に規定するものをいう。以下同じ。）に関する次のイからホまでに掲げる業種

「イ ホ 略」

十 略

十一 次に掲げる物の大分類 Eー製造業

イ 略

法（平成十七年法律第八十六号）第二条第四号に規定する親会社をいう。以下この号において同じ。）若しくは当該親会社の子会社（同法第二条第三号に規定する子会社をいう。）のうち別表第三事業のみを営むもののために実施する受託開発ソフトウェア業、組込みソフトウェア業、パッケージソフトウェア業、情報処理サービス業又はインターネット利用サポート業に属する事業（当該事業を営む会社の他のもの（当該会社の関係会社（会社計算規則（平成十八年法務省令第十三号）第二条第三項第二十五号に規定する関係会社をいう。）のうち別表第三事業のみを営むもの及び当該別表第三事業のみを営む他の会社を除く。以下この号において同じ。）から委託を受けてソフトウェアの開発を行うもの、他のものが保有するデータを扱う情報処理サービスを提供するもの及び他のものから委託を受けてインターネット利用サポート業を提供するものを除く。）を除く。）

十 金属鉱物（独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十六年経済産業省令第九号）第二十一条第一項に規定する金属鉱物のうち、同項第四号、第六号、第九号、第十一号から第二十三号まで及び第二十五号から第四十三号までに掲げるものに限る。）又は金属鉱産物（同条第二項に規定するものをいう。）に関する次のイからホまでに掲げる業種

「イ ホ 同上」

十一 同上

十二 次に掲げる物の大分類 Eー製造業

イ 同上

ロ 半導体素子若しくは集積回路の製造のために専ら用いられる半導体部素材（半導体の製造工程において用いられる物資又はその部分品若しくは素材等（未加工の原料又は物資を除く。以下同じ。）をいう。以下同じ。）又は半導体製造装置（半導体素子又は集積回路の製造、測定若しくは分析の用に供されるダイシングソー、ウエハプロパー、電子顕微鏡その他専らこれらの用に供される細分類二六七一―半導体製造装置製造業、小分類二七三―計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業及び小分類二九七―電気計測器製造業を含む。以下同じ。）若しくは半導体製造装置に専ら用いられる部分品若しくは素材等

ハ 車載用又は定置用として用いられるリチウムイオン蓄電池の製造に使用するために特に設計した部分品、素材又は装置

ニ 積層セラミックコンデンサ、フィルムコンデンサ、SAW（弾性表面波）フィルタ、BAW（バルク弾性波）フィルタ、積層チップインダクター、水晶振動子、水晶共振子、水晶発振子又は巨大磁気抵抗効果若しくはトンネル磁気抵抗効果を利用する磁気センサーの製造に専ら用いられる部分品、素材等又は装置

ホ 「略」

ヘ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）（以下この号及び第四十七号において「薬機法」という。）第二条第一項に規定する医薬品（薬機法第十四条第一項の承認を受けて製造販売されるものであって、日本標準商品分類（平成二年四

ロ 半導体素子若しくは集積回路の製造のために専ら用いられる半導体部素材（半導体の製造工程において用いられる物資又はその部分品若しくは素材等（未加工の原料又は物資を除く。以下この号において同じ。）をいう。以下同じ。）又は半導体製造装置（半導体素子又は集積回路の製造、測定又は分析の用に供されるダイシングソー、ウエハプロパー、電子顕微鏡その他専らこれらの用に供される細分類二六七一―半導体製造装置製造業、小分類二七三―計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業及び小分類二九七―電気計測器製造業を含む。以下同じ。）若しくは半導体製造装置に専ら用いられる部分品若しくは素材等

ハ 車載用（駆動用動力源としての用途に限る。）又は定置用として用いられるリチウムイオン蓄電池の製造に使用するために特に設計した部分品、素材又は装置

ニ 積層セラミックコンデンサ、フィルムコンデンサ、SAW（弾性表面波）フィルタ、BAW（バルク弾性波）フィルタ、積層チップインダクター、水晶振動子、水晶共振子又は水晶発振子の製造に専ら用いられる部分品、素材等又は装置

ホ 「同上」

ヘ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第一項に規定する医薬品（同法第十四条第一項の承認を受けて製造販売されるものであって、日本標準商品分類（平成二年四月十三日総務庁長官諮問第二百二十六号日本標準商品分類の改

月十三日総務庁長官諮問第二百二十六号日本標準商品分類の改訂についての答申）の分類番号八七 六の病原生物に対する医薬品のうちアンピシリンナトリウム・スルバクタムナトリウム、ピペラシリンナトリウム・タゾバクタムナトリウム、セファゾリンナトリウム又はセフメタゾールナトリウムを有効成分とするものに限る。）及び当該医薬品に係る医薬品中間物

十二 船舶の部品のうち、次に掲げる物の大分類E―製造業

「イゝハ 略」

二 総トン数百九十トン以上の船舶の船体（当該船体を構成する船体ブロックを含む。）

十三 略

三十一 細分類二八九九―その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業（SAW（弾性表面波）フィルタ、BAW（バルク弾性波）フィルタ、水晶振動子、水晶共振子、水晶発振子又は巨大磁気抵抗効果若しくはトンネル磁気抵抗効果を利用する磁気センサ）の製造業に限る。）

三十二・三十三 略

三十四 細分類二九五―蓄電池製造業（車載用又は定置用として用いられるリチウムイオン蓄電池の製造業に限る。）

三十五 略

三十九 細分類五五九二―肥料・飼料卸売業であつてイ又はロに掲げる肥料の輸入業（イ又はロに掲げる物の年間輸入量が千トン以上のものに限る。）

イ 塩化カリウム（純粹であるかないかを問わないものとし、

訂についての答申）の分類番号八七 六の病原生物に対する医薬品のうちアンピシリンナトリウム・スルバクタムナトリウム、ピペラシリンナトリウム・タゾバクタムナトリウム、セファゾリンナトリウム又はセフメタゾールナトリウムを有効成分とするものに限る。）及び当該医薬品に係る医薬品中間物

十三 船舶の部品のうち、次に掲げる物の大分類E―製造業

「イゝハ 同上」

「新設」

十四 同上

三十二 細分類二八九九―その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業（SAW（弾性表面波）フィルタ、BAW（バルク弾性波）フィルタ、水晶振動子、水晶共振子又は水晶発振子の製造業に限る。）

三十三・三十四 同上

三十五 細分類二九五―蓄電池製造業（車載用（駆動用動力源としての用途に限る。）又は定置用として用いられるリチウムイオン蓄電池の製造業に限る。）

三十六 同上

四十 細分類五五九二―肥料・飼料卸売業であつてイ又はロに掲げる肥料の輸入業（イ又はロに掲げる物の年間輸入量が千トン以上のものに限る。）

イ 塩化カリウム（純粹であるかないかを問わないものとし、

肥料の用途に係るものに限る。以下同じ。）

ロ オルトりん酸水素ニアンモニウム（りん酸ニアンモニウム）及びオルトリン酸二水素アンモニウム（りん酸一アンモニウム）（純粋であるかないかを問わない。以下同じ。）並びにこれらの混合物（肥料の用途に係るものに限る。）

四十 細分類三九二―情報処理サービス業であつて、次のい

れかに該当するサービス（これらのサービスを包含する複合的なサービスを含む。）のために専ら用いる情報処理サービスを提供する事業又はこれらの事業のために特に設計したプログラムに係る細分類三九一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九二―組込みソフトウェア業、細分類三九一三―パッケージソフトウェア業に属する事業

イ システム若しくはソフトウェアについてのサイバーセキュリティを確保するための監視サービス又はシステム若しくはソフトウェア等の適切な運用について、サイバーセキュリティに関する事象若しくはその予兆の検知、防御を目的とするサービス若しくはセキュリティ製品が出力するログの分析、通知若しくはレポート提供を継続的に提供するサービス

ロ システム又はソフトウェア等の脆弱性に関する知見を有する者によるシステム又はソフトウェア等の脆弱性の診断を行うサービス

ハ 機器若しくは記録デバイスを対象に行われる、システム若しくはソフトウェア等の資源及び環境の不正使用等又はそれに至るための行為等への対応等に際し、電磁的記録の証拠保全、調査及び分析並びに電磁的記録の改ざん等についての分析並びに情報収集等を行う一連の科学的調査手法及び技術を

肥料の用途に係るものに限る。）

ロ オルトりん酸水素ニアンモニウム（りん酸ニアンモニウム）及びオルトリン酸二水素アンモニウム（りん酸一アンモニウム）（純粋であるかないかを問わない。）並びにこれらの混合物（肥料の用途に係るものに限る。）

〔新設〕

用いた調査並びにそれに付帯するサービス

ニ システム及び端末等のサイバーセキュリティを確保することを目的として、システム及び端末等に対し、当該システム及び端末等とは別のシステム及び端末等から管理（機器構成の変更又は情報の収集等を含む。）を行うソフトウェア・サービス

ホ システム及び端末等において、不正アクセス、マルウェア感染又はフィッシングへの防御を行うためのセキュリティ対策ソフトウェア・サービス

ヘ 日本語入力ソフトウェア・サービス（入力内容を外部サーバーに送信して変換を行うものに限る。）

四十一

対内直接投資等に関する命令第三条の二第三項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（令和二年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第四号）別表第十一号、第十二号、第十五号、第三十八号から第四十一号まで、第四十六号から第四十八号まで及び第五十一号に掲げるものに係る事業に係るサービスを提供するために必要なシステムのために特に設計したプログラムに係る細分類三九一一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二―組込みソフトウェア業若しくは細分類三九一三―パッケージソフトウェア業又はこれらの事業のために専ら用いる情報処理サービス若しくはインターネット利用サポートサービスを提供する細分類三九二―情報処理サービス業

四十二

次のイ又はロに掲げる発電等用電気工作物（電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第五号ロに規定

〔新設〕

〔新設〕

する発電等用電気工作物をいう。出力五万キロワット未満のものに限る。）の区分に応じ、それぞれ次に定めるシステム又は設備のために特に設計したプログラムに係る細分類三九一一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二―組込みソフトウェア業若しくは細分類三九一三―パッケージソフトウェア業又はこれらのシステム又は機器のために専ら用いる情報処理サービスを提供する細分類三九二一―情報処理サービス業

イ 事業用電気工作物（電気事業法第三十八条第二項に規定する事業用電気工作物をいう。ロにおいて同じ。）（小規模事業用電気工作物（同条第三項に規定する小規模事業用電気工作物をいう。ロにおいて同じ。）を除く。）に該当する発電等用電気工作物 当該発電等用電気工作物を監視又は制御する機能を有するシステム（これらのシステムに付随するネットワークを含む。）

ロ 事業用電気工作物（小規模事業用電気工作物に限る。）又は一般用電気工作物（電気事業法第三十八条第一項に規定する一般用電気工作物をいう。）に該当する発電等用電気工作物 当該発電等用電気工作物（再生可能エネルギー発電設備（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第二条第二項に規定する再生可能エネルギー発電設備をいう。）に該当するものに限る。）が採用する通信機能を有する制御システムのうち、インターネットプロトコルを用いる機器

四十三 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）第五十条第一項に規定する特定社会基盤事業者に対し、次のいずれかを提供す

〔新設〕

る細分類三九一一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二―組込みソフトウェア業若しくは細分類三九一三―パッケージソフトウェア業又は細分類三九二一―情報処理サービス業

イ 特定重要設備（経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第五十条第一項に規定する特定重要設備をいう。ロ及びハにおいて同じ。）

ロ 特定重要設備の一部を構成する設備、機器、装置又はプログラム

ハ 特定重要設備の重要維持管理等（経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第五十二条第一項に規定する重要維持管理等をいう。）に係るサービス（特定重要設備の重要維持管理等の再委託を受けたものが提供するサービスを含む。）

四十四 小分類四二一―鉄道業（鉄道事業法施行規則（昭和六十二年運輸省令第六号）第三十六条の三第二項（軌道法施行規則（大正十二年内務省・鉄道省令）第三十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき国土交通大臣が定める鉄道事業者及び軌道経営者が営むものに限る。）に係る事業に係るサービスを提供するために必要なシステム（その機能が停止し、又は低下した場合に輸送の安全の確保に著しく支障を及ぼすおそれ又は国民生活に多大な影響を及ぼすおそれが生ずるものに限る。）のために特に設計されたプログラムに係る細分類三九一一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二―組込みソフトウェア業若しくは細分類三九一三―パッケージソフトウェア業又はこれらの事業のために専ら用いるための情報処理サービスを提供する細分類三九二一―情報処理サービス業

〔新設〕

四十五 クラウドサービス（インターネットその他の高度情報通

信ネットワークを通じて電子計算機を他人の情報処理の用に供する役務をいう。）に用いるものであって、次のいずれかに該当する技術を保有する細分類三九一一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二―組込みソフトウェア業、細分類三九一三―パッケージソフトウェア業又は細分類三九二一―情報処理サービス業

イ サーバー、ストレージその他のハードウェアをソフトウェアにより分割し、又は統合して仮想的な実行環境を提供するもの

ロ 暗号鍵の生成又は管理に係るもの

ハ 主体の認証、アクセス権限の管理又は情報の利用の制御に係るもの

四十六 特定重要物資（経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第七条に規定する特定重要物資をいう。以下同じ。）又はその生産に必要な原材料、部品、設備、機器若しくは装置等のうち、次に掲げる物の設計又は製造のために専ら設計されたプログラムに係る細分類三九一一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二―組込みソフトウェア業若しくは細分類三九一三―パッケージソフトウェア業又はこれらの設計若しくは製造に係る情報の処理のために専ら用いる情報処理サービスを提供する細分類三九二一―情報処理サービス業

イ 日本標準商品分類の分類番号八七 六の病原生物に対する医薬品及び当該医薬品に係る医薬品中間物

ロ 次に掲げる物（肥料の用途に係るものに限る。）

〔新設〕

〔新設〕

(1) 塩化カリウム

(2) オルトりん酸水素二アンモニウム（りん酸二アンモニウム）若しくはオルトリン酸二水素アンモニウム（りん酸一アンモニウム）又はこれらの混合物

ハ 数値制御を行うことができる金属工作機械の製造又は補修の用に供される鋳物の代替素材（ミネラルキャストに限る。）、ボールねじ、リニアガイド又はリニアスケール

ニ 半導体素子若しくは集積回路、これらの製造のために専ら用いられる半導体部素材、半導体製造装置に専ら用いられる素材等、半導体製造用のヘリウム、希ガス、りん化合物若しくはふつ化水素酸、電子回路基板又は電子回路実装基板

ホ 車載用又は定置用として用いられるリチウムイオン蓄電池又はその製造に使用するために特に設計した部分品若しくは素材

ヘ ディーゼルエンジン（連続最大出力が七百三十五キロワット以上かつ二サイクルのものに限る。）に用いられるクランクシャフト又は総トン数百九十トン以上の船舶の船体（当該船体を構成する船体ブロックを含む。）

ト 積層セラミックコンデンサ、フィルムコンデンサ、SAW（弾性表面波）フィルタ、BAW（バルク弾性波）フィルタ、積層チップインダクタ、水晶振動子、水晶共振子、水晶発振子若しくは巨大磁気抵抗効果若しくはトンネル磁気抵抗効果を利用する磁気センサー又はこれらの製造に専ら用いられる部分品若しくは素材等

チ 人工衛星又はロケットの打上げのために特に設計した推進薬又はその原料

四十七 特定重要物資又はその生産に必要な原材料、部品、設

備、機器若しくは装置等のうち、次に掲げる物の設計、製造又は使用のために専ら設計されたプログラムを作成する細分類三九一一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二―組込みソフトウェア業若しくは細分類三九一三―パッケージソフトウェア業又はこれらの設計、製造若しくは使用に係る情報の処理のために専ら用いる情報処理サービスを提供する細分類三九二一―情報処理サービス業

イ 数値制御を行うことができる金属工作機械若しくは主として工業製品の製造の用に供される産業用ロボット又はこれらの製造若しくは補修の用に供される減速機、サーボ機構、数値制御装置若しくはプログラマブルロジックコントローラ

ロ 航空機（無人航空機を除く。）の部品

ハ 半導体製造装置又は半導体製造装置に専ら用いられる部分品

ニ 車載用又は定置用として用いられるリチウムイオン蓄電池又はその製造に使用するために特に設計した装置

ホ ディーゼルエンジン（連続最大出力が七百三十五キロワット以上のものに限る。）、航行の安全の確保の用に供される航海用具（音響測深機に限る。）又は主たる推進力を生み出すプロペラ（直径が千六百ミリメートルを超えるものに限る。）

ヘ 積層セラミックコンデンサ、フィルムコンデンサ、SAW（弾性表面波）フィルタ、BAW（バルク弾性波）フィルタ、積層チップインダクタ、水晶振動子、水晶共振子、水晶発振子又は巨大磁気抵抗効果若しくはトンネル磁気抵抗効

〔新設〕

果を利用する磁気センサーの製造に専ら用いられる装置

ト 薬機法第二条第五項に規定する高度管理医療機器（薬機法第二十三条の二の五第一項の承認又は薬機法第二十三条の二の二十三第一項の認証を受けて製造販売されるものに限る。）の、その附属品及び当該高度管理医療機器又は附属品の部分品

チ 無人航空機

リ 人工衛星若しくはロケット又はこれらの打上げ、追跡管制若しくは利用のために特に設計した装置

四十八 集積回路又は半導体素子を動作させ、これらの機能を実現するために特に設計したプログラム（集積回路又は半導体素子を利用した製品（パーソナルコンピュータ又は通信機器を含む。）を動作させるためのプログラムを除く。）を作成する細分類三九一一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二―組込みソフトウェア業若しくは細分類三九一三―パッケージソフトウェア業又はこれらの用に専ら用いる情報処理サービスを提供する細分類三九二一―情報処理サービス業

四十九 武器、電動機、発電機又は医療用機械器具に用いる永久磁石若しくはその製造に使用するために特に設計した素材の設計若しくは製造のために設計されたプログラムに係る細分類三九一一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二―組込みソフトウェア業若しくは細分類三九一三―パッケージソフトウェア業又はこれらの設計若しくは製造に係る情報の処理のために用いる情報処理サービスを提供する細分類三九二一―情報処理サービス業

五十 可燃性天然ガスの探査又は掘削のために専ら設計されたプ

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

プログラムに係る細分類三九一一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二―組込みソフトウェア業若しくは細分類三九一三―パッケージソフトウェア業又はこれらの設計若しくは製造に係る情報の処理のために専ら用いる情報処理サービスを提供する細分類三九二一―情報処理サービス業

【新設】五十一 金属鉱物、金属鉱産物若しくは核原料物資の探鉱、採掘、選鉱若しくは製錬のために専ら設計されたプログラムに係る細分類三九一一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二―組込みソフトウェア業若しくは細分類三九一三―パッケージソフトウェア業又はこれらの探鉱、採掘、選鉱若しくは精錬に係る情報の処理のために専ら用いる情報処理サービスを提供する細分類三九二一―情報処理サービス業

五十二 特定重要物資又はその生産に必要な原材料、部品、設備、機器若しくは装置等のうち、第四十六号イからチまで若しくは第四十七号イからリまでに掲げる物、集積回路、半導体素子、武器、電動機、発電機若しくは医療用機械器具に用いる永久磁石若しくはその製造に使用するために特に設計した素材、可燃性天然ガス、金属鉱物又は金属鉱産物の調達、在庫又は備蓄その他のサプライチェーンに係る情報を扱い、これらの物のサプライチェーンを可視化し、又は脆弱性を分析するためのプログラムに係る細分類三九一一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二―組込みソフトウェア業若しくは細分類三九一三―パッケージソフトウェア業又はこれらの情報の処理のために専ら用いる情報処理サービスを提供する細分類三九二一―情報処理サービス業

【新設】五十二 特定重要物資又はその生産に必要な原材料、部品、設備、機器若しくは装置等のうち、第四十六号イからチまで若しくは第四十七号イからリまでに掲げる物、集積回路、半導体素子、武器、電動機、発電機若しくは医療用機械器具に用いる永久磁石若しくはその製造に使用するために特に設計した素材、可燃性天然ガス、金属鉱物又は金属鉱産物の調達、在庫又は備蓄その他のサプライチェーンに係る情報を扱い、これらの物のサプライチェーンを可視化し、又は脆弱性を分析するためのプログラムに係る細分類三九一一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二―組込みソフトウェア業若しくは細分類三九一三―パッケージソフトウェア業又はこれらの情報の処理のために専ら用いる情報処理サービスを提供する細分類三九二一―情報処理サービス業

五十三 不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第二条第六

【新設】五十三 不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第二条第六

【新設】

【新設】

【新設】

項に規定する営業秘密として管理される非公開の技術情報を扱うために特に設計されたプログラムを提供する細分類三九一一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二―組込みソフトウェア業若しくは細分類三九一三―パッケージソフトウェア業又はこれらの情報の処理のために専ら用いる情報処理サービスを提供する細分類三九二―情報処理サービス業

五十四 百万人以上の者の個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第二条第一項に規定する個人情報をいう。）を扱うために特に設計したプログラムを提供する細分類三九一一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二―組込みソフトウェア業又はこれらの情報の処理のために専ら用いる情報処理サービスを提供する細分類三九二―情報処理サービス業（個人情報保護の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号）第一条に掲げるもの又は同令第二条各号に掲げる事項を内容とする記述等が含まれるものにあつては、銀行（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行をいう。）、銀行持株会社（同条第十三項に規定する銀行持株会社をいう。）、保険会社（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二項に規定する保険会社をいう。）、保険持株会社（同条第十六項に規定する保険持株会社をいう。）、金融商品取引業者（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。）であつて第一種金融商品取引業（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業をいう。）若しくは投資運用業（同条第四項に規定する投資運用業をいう。）を行うもの若しくは指定親会

〔新設〕

社（同法第五十七条の十二第三項に規定する指定親会社をいう。）（以下これらのものをこの号において「指定金融機関」という。）又は指定金融機関の子会社（会社法第二条第三号に規定する子会社をいう。以下同じ。）が、指定金融機関等（指定金融機関又はその関係会社をいう。以下この号において同じ。）に対して提供する場合又は法令に基づき指定金融機関等以外のものに対して提供する割合が一定以下とされている指定金融機関等が当該一定割合以下で当該指定金融機関等以外のものに対して提供する割合が若しくは法令に基づき指定金融機関等以外のものに対して提供する割合が定められていない指定金融機関等が主として当該指定金融機関等に提供しつつ当該指定金融機関等以外のものに対して提供する場合に係るものを除く。）

五十五 人工知能及び先端的なロボット関連技術、人工的な方法による学習、推論、判断等の知的な機能の実現及び人工的な方法により実現した当該機能の活用に関する次のいずれかの技術を保有する細分類三九一一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二―組込みソフトウェア業、細分類三九一三―パッケージソフトウェア業又は細分類三九二一―情報処理サービス業
イ 機械学習による学習及びそれによつて得られる推論・判断等のアルゴリズム（以下「機械学習アルゴリズム」という。）の実現に必要な電子計算機の演算処理装置の利用（機械学習アルゴリズムの実現を主たる目的としていることが明らかなるものに限る。）の効率化に係るプログラムに係るもの
ロ 機械学習アルゴリズムに入力する学習データの整形、分類、加工等の効率化に係るプログラム及び他の者の機械学習

〔新設〕

アルゴリズムの実現に係る研究開発活動を直接効率化・促進するためのプログラム（機械学習アルゴリズムへの入力及び実現に係る研究開発活動の直接効率化・促進を主たる目的としていることが明らかなものに限る。）に係るもの

ハ 機械学習アルゴリズムを記述したプログラム及びそれと連携するプログラムに係るものうち、機械学習アルゴリズムを実現するもの又は機械学習アルゴリズムの出力結果に直接影響を与え、出力結果を高度化させることを主たる目的としていることが明らかなもの

五十六 行政機関（重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和六年法律第二十七号）第一条第一項の行政機関に限る。）による利用のために特に設計したシステム又はサービス（当該行政機関により入力された情報を自己又は第三者が取得するものに限る。）のために特に設計されたプログラムを作成する細分類三九一一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二―組込みソフトウェア業若しくは細分類三九一三―パッケージソフトウェア業又はこれらのシステム若しくはサービスのために専ら用いる情報処理サービスを提供する細分類三九二―情報処理サービス業

五十七 地理空間情報又は地図情報（宇宙空間を含み、以下「地理空間情報等」という。）を扱うシステム又はサービス（自ら収集（測量又は調査を含む。）した地理空間情報等を利用するものに限る。）のために特に設計したプログラムを作成する細分類三九一一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二―組込みソフトウェア業、細分類三九一三―パッケージソフトウェア業又はこれらの情報の処理のために専ら用いる情報処理サ―

〔新設〕

〔新設〕

ビスを提供する細分類三九二―情報処理サービス業

五十八 次のいずれかに該当するサービスを提供する細分類三九

二―情報処理サービス業

イ 所有するサーバーを顧客に貸し出し（データセンター（データの処理を目的としたコンピュータやデータ通信のための装置の設置及び運用に特化した建物又は室をいう。以下この号において同じ。）に設置されたサーバーを顧客にネットワークを介して利用させる場合を含む。）、当該サーバーのインターネットへの接続、保守又は運用その他のサービスを提供するサービス

ロ ネットワークを利用し、データセンターにおけるサーバー、ストレージその他の機器又は設備を利用者の専有又は他の利用者との共用で提供するサービスのうち、システム又はアプリケーションの構築又は提供等の基盤となる機能を提供するサービス

（注） ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業又はインターネット利用サポート業に属する事業（対内直接投資等に関する命令第三条の二第三項の規定に基づき、財務大臣及び事業所

管大臣が定める業種を定める件に掲げるこれらの業種に属する事業に該当しないものに限る。）にあつては、対内直接投資等に関する命令第三条第四項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件別表第三に掲げる業種に属する事業（以下「別表第三事業」という。）に付随して実施し、又は別表第三事業のみを営む親会社若しくは当該親会社の子会社のうち別表第三事業のみを営むもののために実施するもの（当該事業を営む会社の他のもの（当該会社の関係会社のうち別表

〔新設〕

〔新設〕

第三事業のみを営むもの及び当該事業を営む会社と同じ別表第三事業のみを営む他の会社を除く。以下同じ。）から委託を受けてソフトウェアの開発を行うもの、他のものが保有するデータを扱う情報処理サービスを提供するもの及びインターネット利用サポート業を提供するものを除く。）を除く。 備考 この表は、令和五年総務省告示第二百五十六号（統計法第二十八条の規定に基づき、統計基準として日本標準産業分類を定める件）の分類表に従っている。	
備考 表中の「」の記載は注記である。	備考 この表は、統計法第二十八条に基づき、産業に関する分類を定める件（令和五年七月総務省告示第二百五十六号）の分類表に従っている。

（対内直接投資等に関する命令第三条の二第三項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件の一部改正）

第四条 対内直接投資等に関する命令第三条の二第三項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定め

る業種を定める件（令和二年文部科学省、厚生労働省、農林水産省、告示第四号）の一部を次のように改
内閣府、総務省、財務省、
経済産業省、国土交通省、環境省

正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
別表 〔一・二 略〕 三 第一号イからニまでに掲げる物を使用するために特に設計したプログラムに関する小分類三九一―ソフトウェア業及びこれらの物を使用するために専ら用いる情報処理サービスを提供する細分類三九二―情報処理サービス業 〔四・五 略〕 〔号を削る。〕	別表 〔一・二 同上〕 三 第一号イからニまでに掲げる物を使用するために特に設計したプログラムに関する小分類三九一―ソフトウェア業 〔四・五 同上〕 六 外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）別表の一から一五までの項の中欄に掲げる設計及び製造に係る技術（公知の技術であつて、貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成十年通商産業省令第八号）第九条第二項第九号イからニまでに規定する技術のいずれかに該当するものを除く。）を保有する次のイからへまでに掲げる業種 イ 大分類E―製造業 ロ 小分類三九一―ソフトウェア業 ハ 小分類七一―自然科学研究所 ニ 小分類七四三―機械設計業 ホ 小分類七四四―商品・非破壊検査業 ヘ 小分類七四九―その他の技術サービス業 七 〔同上〕 八 金属鉱物（独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十六
六 〔略〕 七 金属鉱物（独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十六	八 金属鉱物（独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十六

年経済産業省令第九号）第二十一条第一項に規定する金属鉱物のうち、同項第四号、第六号、第九号、第十一号から第二十三号まで及び第二十五号から第四十三号までに掲げるものに限る。以下同じ。）又は金属鉱産物（同条第二項に規定するものをいう。以下同じ。）に関する次のイからホまでに掲げる業種

「イ〜ホ 略」

ハ 「略」

九 次に掲げる物の大分類E―製造業

イ 「略」

ロ 半導体素子若しくは集積回路の製造のために専ら用いられる半導体部素材（半導体の製造工程において用いられる物資又はその部分品若しくは素材等（未加工の原料又は物資を除く。以下この号において同じ。）をいう。）又は半導体製造装置（半導体素子又は集積回路の製造、測定若しくは分析の用に供されるダイシングソー、ウエハプロパー、電子顕微鏡その他専らこれらの用に供される細分類二六七一―半導体製造装置製造業、小分類二七三―計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業及び小分類二九七―電気計測器製造業を含む。以下同じ。）若しくは半導体製造装置に専ら用いられる部分品若しくは素材等

ハ 車載用（駆動用動力源としての用途に限る。以下同じ。）

又は定置用として用いられるリチウムイオン蓄電池の製造に使用するために特に設計した部分品、素材又は装置

ニ 積層セラミックコンデンサ、フィルムコンデンサ、SAW（弾性表面波）フィルタ、BAW（バルク弾性波）フィルタ、積層チップインダクター、水晶振動子、水晶共振子、水

年経済産業省令第九号）第二十一条第一項に規定する金属鉱物のうち、同項第四号、第六号、第九号、第十一号から第二十三号まで及び第二十五号から第四十三号までに掲げるものに限る。以下同じ。）又は金属鉱産物（同条第二項に規定するものをいう。）に関する次のイからホまでに掲げる業種

「イ〜ホ 同上」

九 「同上」

十 次に掲げる物の大分類E―製造業

イ 「同上」

ロ 半導体素子若しくは集積回路の製造のために専ら用いられる半導体部素材（半導体の製造工程において用いられる物資又はその部分品若しくは素材等（未加工の原料又は物資を除く。以下この号において同じ。）をいう。）又は半導体製造装置（半導体素子又は集積回路の製造、測定又は分析の用に供されるダイシングソー、ウエハプロパー、電子顕微鏡その他専らこれらの用に供される細分類二六七一―半導体製造装置製造業、小分類二七三―計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業及び小分類二九七―電気計測器製造業を含む。以下同じ。）若しくは半導体製造装置に専ら用いられる部分品若しくは素材等

ハ 車載用（駆動用動力源としての用途に限る。以下同じ。）又は定置用として用いられるリチウムイオン蓄電池の製造に使用するために特に設計した部分品、素材又は装置

ニ 積層セラミックコンデンサ、フィルムコンデンサ、SAW（弾性表面波）フィルタ、BAW（バルク弾性波）フィルタ、積層チップインダクター、水晶振動子、水晶共振子又は

晶発振子又は巨大磁気抵抗効果若しくはトンネル磁気抵抗効果を利用する磁気センサーの製造に専ら用いられる部分品、素材等又は装置

ホ 「略」

十 船舶の部品のうち、次に掲げる物の大分類E―製造業

「イゝハ 略」

ニ 総トン数百九十トン以上の船舶の船体（当該船体を構成する船体ブロックを含む。）

「十一ゝ三十二 略」

三十三 細分類二八九九―その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業（SAW（弾性表面波）フィルタ、BAW（バルク弾性波）フィルタ、水晶振動子、水晶共振子、水晶発振子又は巨大磁気抵抗効果若しくはトンネル磁気抵抗効果を利用する磁気センサーの製造業に限る。）

「三十四ゝ三十七 略」

三十八 中分類三三一電気業（電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第三号に規定する小売電気事業者（需要に応じ供給する電力量の合計が年間五億キロワット以上である者に限る。）、同項第九号に規定する一般送配電事業者、同項第十一号に規定する送電事業者、同項第十一号の三に規定する配電事業者、同項第十五号に規定する発電事業者（出力五万キロワット以上の発電等用電気工作物（同項第五号ロに規定する発電等用電気工作物をいう。）を有する者に限る。）及び同項第十五号の四に規定する特定卸供給事業者（電気の供給能力を有する者（同項第十五号に規定する発電事業者を除く。）から集約する電気の出力の合計が五万キロワット以上である者に

水晶発振子の製造に専ら用いられる部分品、素材等又は装置

ホ 「同上」

十一 船舶の部品のうち、次に掲げる物の大分類E―製造業

「イゝハ 同上」

「新設」

「十二ゝ三十三 同上」

三十四 細分類二八九九―その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業（SAW（弾性表面波）フィルタ、BAW（バルク弾性波）フィルタ、水晶振動子、水晶共振子、水晶発振子の製造業に限る。）

「三十五ゝ三十八 同上」

三十九 中分類三三一電気業（電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第九号に規定する一般送配電事業者、同項第十一号に規定する送電事業者、同項第十一号の三に規定する配電事業者、同項第十五号に規定する発電事業者（出力五万キロワット以上の発電等用電気工作物（同項第五号ロに規定する発電等用電気工作物をいう。）を有する者に限る。）及び同項第十五号の四に規定する特定卸供給事業者（電気の供給能力を有する者（同項第十五号に規定する発電事業者を除く。）から集約する電気の出力の合計が五万キロワット以上である者に限る。）に限る。）

限る。）に限る。）

三十九 中分類三四―ガス業（ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第三項に規定するガス小売事業者（ガスの供給量が年間五十億メガジュール以上である者に限る。））、同条第六項に規定する一般ガス導管事業者、同条第八項に規定する特定ガス導管事業者及び同条第十項に規定するガス製造事業者に限る。）

〔四十・四十一 略〕

四十二 細分類三九二―情報処理サービス業又は細分類四〇一三―インターネット利用サポート業であつて、以下のいずれかに該当するサービス（これらのサービスを包含する複合的なサービスを含む。）のために専ら用いる情報処理サービス若しくはインターネット利用サポートサービスを提供する事業又はこれらの事業のために特に設計したプログラムに係る細分類三九二―受託開発ソフトウェア業、細分類三九二―組込みソフトウェア業、細分類三九一三―パッケージソフトウェア業若しくはインターネット利用サポート業に属する事業

〔イゝハ 略〕

ニ システム及び端末等のサイバーセキュリティを確保することを目的として、システム及び端末等に対し、当該システム及び端末等とは別のシステム及び端末等から管理（機器構成の変更又は情報の収集等を含む。）を行うソフトウェア・サービス

〔ホ・ヘ 略〕

四十三 第十一号、第十二号、第十五号、第三十八号から第四十一号まで、第四十六号から第四十八号まで及び第五十一号に掲

四十 中分類三四―ガス業（ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第六項に規定する一般ガス導管事業者、同条第八項に規定する特定ガス導管事業者及び同条第十項に規定するガス製造事業者に限る。）

〔四十一・四十二 同上〕

四十三 細分類三九二―情報処理サービス業又は細分類四〇一三―インターネット利用サポート業であつて、以下のいずれかに該当するサービス（これらのサービスを包含する複合的なサービスを含む。）のために専ら用いる情報処理サービス若しくはインターネット利用サポートサービスを提供する事業又はこれらの事業のために特に設計したプログラムに係る細分類三九二―受託開発ソフトウェア業、細分類三九二―組込みソフトウェア業、細分類三九一三―パッケージソフトウェア業若しくはインターネット利用サポート業に属する事業

〔イゝハ 同上〕

ニ システム及び端末等に対し、当該システム及び端末等とは別のシステム及び端末等から管理（機器構成の変更又は情報の収集等を含む。）を行うソフトウェア・サービス

〔ホ・ヘ 同上〕

四十四 第十二号、第十三号、第十六号、第三十九号から第四十二号まで、第四十七号から第四十九号まで及び第五十二号に掲

げるものに係る事業に係るサービスを提供するために必要なシステムのために特に設計したプログラムに係る細分類三九一一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二―組込みソフトウェア業、細分類三九一三―パッケージソフトウェア業若しくは細分類四〇一三―インターネット利用サポート業又はこれらの事業のために専ら用いる情報処理サービス若しくはインターネット利用サポートサービスを提供する細分類三九二一―情報処理サービス業若しくはインターネット利用サポート業

四十四 百万人以上の者の個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第二条第一項に規定する個人情報をいう。）であつて次に掲げるものを扱うために特に設計したプログラムを提供する細分類三九一一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二―組込みソフトウェア業、細分類三九一三―パッケージソフトウェア業若しくは細分類四〇一三―インターネット利用サポート業又はこれらの情報の処理のために専ら用いる情報処理サービス若しくはインターネット利用サポートサービスを提供する細分類三九二一―情報処理サービス業若しくはインターネット利用サポート業（ロに該当するものにあつては、銀行（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行をいう。）、銀行持株会社（同条第十三項に規定する銀行持株会社をいう。）、保険会社（保険業法（平成七年法律第五号）第二条第二項に規定する保険会社をいう。）、保険持株会社（同条第十六項に規定する保険持株会社をいう。）、金融商品取引業者（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。）であつて第一種金融商品取引業（同法第二十八条

げるものに係る事業に係るサービスを提供するために必要なシステムのために特に設計したプログラムに係る細分類三九一一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二―組込みソフトウェア業、細分類三九一三―パッケージソフトウェア業若しくは細分類四〇一三―インターネット利用サポート業又はこれらの事業のために専ら用いるための情報処理サービス若しくはインターネット利用サポートサービスを提供する細分類三九二一―情報処理サービス業若しくはインターネット利用サポート業

四十五 百万人以上の者の個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第二条第一項に規定する個人情報をいう。）であつて次に掲げるものを扱うために特に設計したプログラムを作成する細分類三九一一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二―組込みソフトウェア業、細分類三九一三―パッケージソフトウェア業若しくは細分類四〇一三―インターネット利用サポート業又はこれらの情報の処理のために専ら用いる情報処理サービス若しくはインターネット利用サポートサービスを提供する細分類三九二一―情報処理サービス業若しくはインターネット利用サポート業（ロに該当するものにあつては、銀行（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行をいう。）、銀行持株会社（同条第十三項に規定する銀行持株会社をいう。）、保険会社（保険業法（平成七年法律第五号）第二条第二項に規定する保険会社をいう。）、保険持株会社（同条第十六項に規定する保険持株会社をいう。）、金融商品取引業者（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。）であつて第一種金融商品取引業（同法第二十八条

第一項に規定する第一種金融商品取引業をいう。）若しくは投資運用業（同条第四項に規定する投資運用業をいう。）を行うもの若しくは指定親会社（同法第五十七条の十二第三項に規定する指定親会社をいう。）（以下これらのものをこの号において「指定金融機関」という。）又は指定金融機関の子会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第三号に規定する子会社をいう。以下この号において同じ。）が、指定金融機関等（指定金融機関又はその関係会社（会社計算規則（平成十八年法務省令第十三号）第二条第三項第二十五号に規定する関係会社をいう。）をいう。以下この号において同じ。）に対して提供する場合又は法令に基づき指定金融機関等以外のものに対して提供する割合が一定以下とされている指定金融機関等が当該一定割合以下で当該指定金融機関等以外のものに対して提供する場合若しくは法令に基づき指定金融機関等以外のものに対して提供する割合が定められていない指定金融機関等が主として当該指定金融機関等に提供しつつ当該指定金融機関等以外のものに対して提供する場合に係るものを除く。）

「イゝハ 略」

「四十五ゝ五十 略」

五十一 細分類九二九九―他に分類されないその他の事業サービス業（液化石油ガス充てん業及び液化石油ガスの貯蔵を行う事業に係るものであって、石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和五十年法律第九十六号）第十四条の規定に基づき指定された特定石油ガス輸入業者等に限る。）

備考 この表は、令和五年総務省告示第二百五十六号（統計法第二十八条の規定に基づき、統計基準として日本標準産業分類を

第一項に規定する第一種金融商品取引業をいう。）若しくは投資運用業（同条第四項に規定する投資運用業をいう。）を行うもの若しくは指定親会社（同法第五十七条の十二第一項に規定する指定親会社をいう。）（以下これらのものをこの号において「指定金融機関」という。）又は指定金融機関の子会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第三号に規定する子会社をいう。）が、指定金融機関等（指定金融機関又はその関係会社（会社計算規則（平成十八年法務省令第十三号）第二条第三項第二十五号に規定する関係会社をいう。）をいう。以下この号において同じ。）に対して提供する場合又は法令に基づき指定金融機関等以外のものに対して提供する割合が一定以下とされている指定金融機関等が当該一定割合以下で当該指定金融機関等以外のものに対して提供する場合若しくは法令に基づき指定金融機関等以外のものに対して提供する割合が定められていない指定金融機関等が主として当該指定金融機関等に提供しつつ当該指定金融機関等以外のものに対して提供する場合に係るものを除く。）

「イゝハ 同上」

「四十六ゝ五十一 同上」

五十二 細分類九二九九―他に分類されないその他の事業サービス業（石油ガス充てん業及び石油ガスの貯蔵を行う事業に係るものであって、石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和五十年法律第九十六号）第十四条の規定に基づき指定された特定石油ガス輸入業者等に限る。）

備考 この表は、統計法第二十八条に基づき、産業に関する分類を定める件（令和五年七月総務省告示第二百五十六号）の分類

定める件）の分類表に従っている。
備考 表中の「」の記載は注記である。

表に従っている。

（対内直接投資等に関する命令第四条の三第一項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件の一部改正）

第五条 対内直接投資等に関する命令第四条の三第一項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定め

る業種を定める件（令和二年文部科学省、厚生労働省、農林水産省、告示第五号）の一部を次のように改
内閣府、総務省、財務省、
経済産業省、国土交通省、環境省

正する。

件名を次のように改める。

対内直接投資等に関する命令第四条の三第二項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対

応ずるものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
別表 〔一・二 略〕 三 第一号イからニまでに掲げる物を使用するために特に設計したプログラムに関する小分類三九一―ソフトウェア業及びこれらの物を使用するために専ら用いる情報処理サービスを提供する細分類三九二―情報処理サービス業 〔四・五 略〕 〔号を削る。〕 六 金属鉱物（独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十六年経済産業省令第九号）第二十一条第一項に規定する金属鉱物	別表 〔一・二 同上〕 三 第一号イからニまでに掲げる物を使用するために特に設計したプログラムに関する小分類三九一―ソフトウェア業 〔四・五 同上〕 六 外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）別表の一から一五までの項の中欄に掲げる設計及び製造に係る技術（公知の技術であつて、貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成十年通商産業省令第八号）第九条第二項第九号イからニまでに規定する技術のいずれかに該当するものを除く。）を保有する次のイからへまでに掲げる業種 イ 大分類E―製造業 ロ 小分類三九一―ソフトウェア業 ハ 小分類七一―自然科学研究所 ニ 小分類七四三―機械設計業 ホ 小分類七四四―商品・非破壊検査業 ヘ 小分類七四九―その他の技術サービス業 七 金属鉱物（独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十六年経済産業省令第九号）第二十一条第一項に規定する金属鉱物

のうち、同項第四号、第六号、第九号、第十一号から第二十三号まで及び第二十五号から第四十三号までに掲げるものに限る。以下同じ。）又は金属鉱産物（同条第二項に規定するものをいう。以下同じ。）に関する次のイからホまでに掲げる業種

「イ ホ 略」

七 「略」

八 次に掲げる物の大分類E―製造業

イ 「略」

ロ 半導体素子若しくは集積回路の製造のために専ら用いられる半導体部素材（半導体の製造工程において用いられる物資又はその部分品若しくは素材等（未加工の原料又は物資を除く。以下この号において同じ。）をいう。）又は半導体製造装置（半導体素子又は集積回路の製造、測定若しくは分析の用に供されるダイシングソー、ウエハプローバー、電子顕微鏡その他専らこれらの用に供される細分類二六七一―半導体製造装置製造業、小分類二七三―計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業及び小分類二九七―電気計測器製造業を含む。以下同じ。）若しくは半導体製造装置に専ら用いられる部分品若しくは素材等

ハ 車載用（駆動用動力源としての用途に限る。以下同じ。）又は定置用として用いられるリチウムイオン蓄電池の製造に使用するために特に設計した部分品、素材又は装置

ニ 積層セラミックコンデンサ、フィルムコンデンサ、SAW（弾性表面波）フィルタ、BAW（バルク弾性波）フィルタ、積層チップインダクター、水晶振動子、水晶共振子、水晶発振子又は巨大磁気抵抗効果若しくはトンネル磁気抵抗効

のうち、同項第四号、第六号、第九号、第十一号から第二十三号まで及び第二十五号から第四十三号までに掲げるものに限る。以下同じ。）又は金属鉱産物（同条第二項に規定するものをいう。）に関する次のイからホまでに掲げる業種

「イ ホ 同上」

八 「同上」

九 次に掲げる物の大分類E―製造業

イ 「同上」

ロ 半導体素子若しくは集積回路の製造のために専ら用いられる半導体部素材（半導体の製造工程において用いられる物資又はその部分品若しくは素材等（未加工の原料又は物資を除く。以下この号において同じ。）をいう。）又は半導体製造装置（半導体素子又は集積回路の製造、測定又は分析の用に供されるダイシングソー、ウエハプローバー、電子顕微鏡その他専らこれらの用に供される細分類二六七一―半導体製造装置製造業、小分類二七三―計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業及び小分類二九七―電気計測器製造業を含む。以下同じ。）若しくは半導体製造装置に専ら用いられる部分品若しくは素材等

ハ 車載用（駆動用動力源としての用途に限る。以下同じ。）又は定置用として用いられるリチウムイオン蓄電池の製造に使用するために特に設計した部分品、素材又は装置

ニ 積層セラミックコンデンサ、フィルムコンデンサ、SAW（弾性表面波）フィルタ、BAW（バルク弾性波）フィルタ、積層チップインダクター、水晶振動子、水晶共振子又は水晶発振子の製造に専ら用いられる部分品、素材等又は装置

果を利用する磁気センサーの製造に専ら用いられる部分品、
素材等又は装置

「ホ・ヘ 略」

九 船舶の部品のうち、次に掲げる物の大分類E―製造業

「イゝハ 略」

ニ 総トン数百九十トン以上の船舶の船体（当該船体を構成する船体ブロックを含む。）

「十ゝ三十一 略」

三十二 細分類二八九九―その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業（SAW（弾性表面波）フィルタ、BAW（バルク弾性波）フィルタ、水晶振動子、水晶共振子、水晶発振子又は巨大磁気抵抗効果若しくはトンネル磁気抵抗効果を利用する磁気センサーの製造業に限る。）

「三十三ゝ三十八 略」

三十九 細分類三九二―情報処理サービス業又は細分類四〇一―インターネット利用サポート業であつて、以下のいずれかに該当するサービス（これらのサービスを包含する複合的なサービスを含む。）のために専ら用いる情報処理サービス若しくはインターネット利用サポートサービスを提供する事業又はこれらの事業のために特に設計したプログラムに係る細分類三九一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九二―組込みソフトウェア業、細分類三九一―パッケージソフトウェア業若しくはインターネット利用サポート業に属する事業

「イゝハ 略」

ニ システム及び端末等のサイバーセキュリティを確保することを目的として、システム及び端末等に対し、当該システム

「ホ・ヘ 同上」

十 船舶の部品のうち、次に掲げる物の大分類E―製造業

「イゝハ 同上」

「新設」

「十一ゝ三十二 同上」

三十三 細分類二八九九―その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業（SAW（弾性表面波）フィルタ、BAW（バルク弾性波）フィルタ、水晶振動子、水晶共振子又は水晶発振子の製造業に限る。）

「三十四ゝ三十九 同上」

四十 細分類三九二―情報処理サービス業又は細分類四〇一―インターネット利用サポート業であつて、以下のいずれかに該当するサービス（これらのサービスを包含する複合的なサービスを含む。）のために専ら用いる情報処理サービス若しくはインターネット利用サポートサービスを提供する事業又はこれらの事業のために特に設計したプログラムに係る細分類三九一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九二―組込みソフトウェア業、細分類三九一―パッケージソフトウェア業若しくはインターネット利用サポート業に属する事業

「イゝハ 同上」

ニ システム及び端末等に対し、当該システム及び端末等とは別のシステム及び端末等から管理（機器構成の変更又は情報

及び端末等とは別のシステム及び端末等から管理（機器構成の変更又は情報の収集等を含む。）を行うソフトウェア・サービス

「ホ・ヘ 略」

四十 対内直接投資等に関する命令第三条の二第三項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（令和二年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第四号）別表第十一号、第十二号、第十五号、第三十八号から第四十一号まで、第四十六号から第四十八号まで及び第五十一号に掲げるものに係る事業に係るサービスを提供するために必要なシステムのために特に設計したプログラムに係る細分類三九一一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二―組込みソフトウェア業、細分類三九一三―パッケージソフトウェア業若しくは細分類四〇一三―インターネット利用サポート業又はこれらの事業のために専ら用いる情報処理サービス若しくはインターネット利用サポートサービスを提供する細分類三九二一―情報処理サービス業若しくはインターネット利用サポート業

四十一 百万人以上の者の個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第二条第一項に規定する個人情報をいう。）であつて次に掲げるものを扱うために特に設計したプログラムを作成する細分類三九一一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二―組込みソフトウェア業、細分類三九一三―パッケージソフトウェア業若しくは細分類四〇一三―インターネット利用サポート業又はこれらの情報の処理のために専ら用いる情報処理サービス若しくはインターネット利用サポ

の収集等を含む。）を行うソフトウェア・サービス

「ホ・ヘ 同上」

四十一 対内直接投資等に関する命令第三条の二第三項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（令和二年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第四号）別表第十二号、第十三号、第十六号、第三十九号から第四十二号まで、第四十七号から第四十九号まで及び第五十二号に掲げるものに係る事業に係るサービスを提供するために必要なシステムのために特に設計したプログラムに係る細分類三九一一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二―組込みソフトウェア業、細分類三九一三―パッケージソフトウェア業若しくは細分類四〇一三―インターネット利用サポート業又はこれらの事業のために専ら用いるための情報処理サービス若しくはインターネット利用サポートサービスを提供する細分類三九二一―情報処理サービス業若しくはインターネット利用サポート業

四十二 百万人以上の者の個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第二条第一項に規定する個人情報をいう。）であつて次に掲げるものを扱うために特に設計したプログラムを作成する細分類三九一一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二―組込みソフトウェア業、細分類三九一三―パッケージソフトウェア業若しくは細分類四〇一三―インターネット利用サポート業又はこれらの情報の処理のために専ら用いる情報処理サービス若しくはインターネット利用サポ

ートサービスを提供する細分類三九二―情報処理サービス業若しくはインターネット利用サポート業（ロに該当するものにあつては、銀行（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行をいう。）、銀行持株会社（同条第十三項に規定する銀行持株会社をいう。）、保険会社（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二項に規定する保険会社をいう。）、保険持株会社（同条第十六項に規定する保険持株会社をいう。）、金融商品取引業者（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。）であつて第一種金融商品取引業（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業をいう。）若しくは投資運用業（同条第四項に規定する投資運用業をいう。）を行うもの若しくは指定親会社（同法第五十七条の十二第三項に規定する指定親会社をいう。）（以下これらのものをこの号において「指定金融機関」という。）又は指定金融機関の子会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第三号に規定する子会社をいう。以下同じ。）が、指定金融機関等（指定金融機関又はその関係会社（会社計算規則（平成十八年法務省令第十三号）第二条第三項第二十五号に規定する関係会社をいう。）をいう。以下この号において同じ。）に対して提供する場合又は法令に基づき指定金融機関等以外のものに対して提供する割合が一定以下とされている指定金融機関等が当該一定割合以下で当該指定金融機関等以外のものに対して提供する場合若しくは法令に基づき指定金融機関等以外のものに対して提供する割合が定められていない指定金融機関等が主として当該指定金融機関等に提供しつつ当該指定金融機関等以外のものに対して提供

ートサービスを提供する細分類三九二―情報処理サービス業若しくはインターネット利用サポート業（ロに該当するものにあつては、銀行（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行をいう。）、銀行持株会社（同条第十三項に規定する銀行持株会社をいう。）、保険会社（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二項に規定する保険会社をいう。）、保険持株会社（同条第十六項に規定する保険持株会社をいう。）、金融商品取引業者（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。）であつて第一種金融商品取引業（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業をいう。）若しくは投資運用業（同条第四項に規定する投資運用業をいう。）を行うもの若しくは指定親会社（同法第五十七条の十二第一項に規定する指定親会社をいう。）（以下これらのものをこの号において「指定金融機関」という。）又は指定金融機関の子会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第三号に規定する子会社をいう。以下同じ。）が、指定金融機関等（指定金融機関又はその関係会社（会社計算規則（平成十八年法務省令第十三号）第二条第三項第二十五号に規定する関係会社をいう。）をいう。以下この号において同じ。）に対して提供する場合又は法令に基づき指定金融機関等以外のものに対して提供する割合が一定以下とされている指定金融機関等が当該一定割合以下で当該指定金融機関等以外のものに対して提供する場合若しくは法令に基づき指定金融機関等以外のものに対して提供する割合が定められていない指定金融機関等が主として当該指定金融機関等に提供しつつ当該指定金融機関等以外のものに対して提供する場合に

する場合に係るものを除く。） 「イゝハ 略」 〔四十二〕四十六 略 備考 この表は、令和五年総務省告示第二百五十六号（統計法第二十八条の規定に基づき、統計基準として日本標準産業分類を定める件）の分類表に従っている。	係るものを除く。） 「イゝハ 同上」 〔四十三〕四十七 同上 備考 この表は、統計法第二十八条に基づき、産業に関する分類を定める件（令和五年七月総務省告示第二百五十六号）の分類表に従っている。
備考 表中の「」の記載は注記である。	

（外国為替及び外国貿易法第二十七条の二第一項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める対内直接投資等が国の安全等に係る対内直接投資等に該当しないための基準の一部改正）

第六条 外国為替及び外国貿易法第二十七条の二第一項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定め

る対内直接投資等が国の安全等に係る対内直接投資等に該当しないための基準（令和二年

内閣府、総
文部科学省、厚
経済産業省、国

務省、財務省、
生労働省、農林水産省、告示第六号）の一部を次のように改正する。
土交通省、環境省

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
(定義) 第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 「一〇四 略」 五 対象事業 対内直接投資等に関する命令第三条第四項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件(平成二十六年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第一号)別表第一及び第二に掲げる業種に該当する業種並びに別表第三に掲げる業種(別表第一に掲げる業種を除く。)に該当しない業種(別表第一及び別表第二に掲げる業種を除く。)に属する事業をいう。 六 対象技術等 対内直接投資等に関する命令第三条第二項及び第六項、第三条の二第四項、第四条第三項並びに第四条の三第三項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める技術又は情報を定める件(令和八年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第四号)に規定する技術又は情報 七 略 八 特定親会社 上場会社等又は上場会社等以外の会社(以下「発行会社」という。)の子会社であつて対象事業を営むもの又は対象技術等を保有するもの(以下「特定子会社」という。)の親会社(発行会社を除く。)をいう。	(定義) 第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 「一〇四 同上」 五 対象事業 対内直接投資等に関する命令第三条第三項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件(平成二十六年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第一号)別表第一及び第二に掲げる業種に該当する業種並びに別表第三に掲げる業種(別表第一に掲げる業種を除く。)に該当しない業種(別表第一及び別表第二に掲げる業種を除く。)に属する事業をいう。「号を加える。」 六 同上 七 特定親会社 上場会社等又は上場会社等以外の会社(以下「発行会社」という。)の子会社であつて対象事業を営むもの(以下「特定子会社」という。)の親会社(発行会社を除く。)をいう。

九 発行会社等 発行会社、特定子会社、特定親会社又は発行会社が財務及び営業若しくは事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる他の会社として対内直接投資等に関する命令（昭和五十五年総理府、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省令第一号）（以下「命令」という。）第三条第五項に規定する他の会社（子会社を除く。）であつて対象事業を営むもの又は対象技術等を保有するものをいう。

十 秘密技術関連情報 発行会社等の対象事業を営む部門において秘密として管理されている、技術、技術に関する研究開発の成果、生産方法、部品供給元その他対象事業に係る技術又はシステムに関連する情報及び非公開の対象技術等（発行会社等の役員（法第二十六条第一項第五号に規定する役員をいう。以下この号及び次条において同じ。）に係る就業条件、報酬その他の役員に係る情報又は発行会社等の財務状況に係る情報を除く。）をいう。

〔十一・十二 略〕

十三 特定業種 令第三条の二第三項第三号に規定する特定業種をいう。

十四 特定技術等 命令第三条の二第四項に規定する特定技術等をいう。

（対内直接投資等が国の安全等に係る対内直接投資等に該当しないための基準）

第二条 法第二十七条の二第一項の規定により法第二十七条第一項の規定による届出をせずに対内直接投資等を行った法第二十七条の二第一項に規定する外国投資家が遵守しなければならない基準

八 発行会社等 発行会社、特定子会社、特定親会社又は発行会社が財務及び営業若しくは事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる他の会社として対内直接投資等に関する命令（昭和五十五年総理府、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省令第一号）（以下「命令」という。）第三条第四項に規定する他の会社（子会社を除く。）であつて対象事業を営むものをいう。

九 秘密技術関連情報 発行会社等の対象事業を営む部門において秘密として管理されている、技術、技術に関する研究開発の成果、生産方法、部品供給元その他対象事業に係る技術又はシステムに関連する情報（発行会社等の役員（法第二十六条第一項第五号に規定する役員をいう。以下この号及び次条において同じ。）に係る就業条件、報酬その他の役員に係る情報又は発行会社等の財務状況に係る情報を除く。）をいう。

〔十・十一 同上〕

十二 特定業種 令第三条の二第二項第三号に規定する特定業種をいう。

「号を加える。」

（対内直接投資等が国の安全等に係る対内直接投資等に該当しないための基準）

第二条 法第二十七条の二第一項の規定により法第二十七条第一項の規定による届出をせずに対内直接投資等を行った法第二十七条の二第一項に規定する外国投資家が遵守しなければならない基準

は、次のとおりとする。

- 一 外国投資家は、当該対内直接投資等に係る発行人会社等の取締役（当該発行人会社等が持分会社（会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。）である場合にあっては、業務を執行する社員又は業務を執行する社員の職務を行うべき者をいう。以下この号において同じ。）若しくは監査役に就任し、又は命令第二条第三項第一号イからトまでに掲げる者（自ら又は他のものを通じて株主総会に提出した議案に係る場合にあっては、同項第二号イからヌまでに掲げる者を含み、外国投資家が令第三条の二第一項第三号から第六号までに掲げるものに該当する場合であつて、自ら又は他のものを通じて株主総会に提出した議案に係る場合にあっては、命令第二条第三項第三号イ及びロに掲げる者を含む。）を発行人会社等の取締役若しくは監査役に就任させてはならない（外国投資家が自ら又は他のものを通じて株主総会に提出した議案に係る場合以外にあっては、会社法第三百四条の規定に基づき、株主総会において提出された議案に係る場合を除く。）。
- 二 外国投資家は、自ら又は他の株主を通じて令第二条第十一項第二号から第四号までに掲げる議案及び命令第二条第四項各号に掲げる議案（対象事業又は対象技術等に係る事業に係るものに限る。）を発行人会社の株主総会に提案してはならない。
- 三 外国投資家は、対象事業に係る非公開の技術情報又は非公開の対象技術等の取得その他の当該技術情報又は当該対象技術等の流出につながるおそれのあるものとして次に掲げる行為を行ってはならない。

「イ〜ハ 略」

四 外国投資家は、令第三条の二第三項第三号ロに掲げる行為を行

は、次のとおりとする。

- 一 外国投資家は、当該対内直接投資等に係る発行人会社等の取締役（当該発行人会社等が持分会社（会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。）である場合にあっては、業務を執行する社員又は業務を執行する社員の職務を行うべき者をいう。以下この号において同じ。）若しくは監査役に就任し、又は命令第二条第一項第一号イからトまでに掲げる者（自ら又は他のものを通じて株主総会に提出した議案に係る場合にあっては、同項第二号イからヌまでに掲げる者を含み、外国投資家が令第三条の二第一項第三号から第六号までに掲げるものに該当する場合であつて、自ら又は他のものを通じて株主総会に提出した議案に係る場合にあっては、命令第二条第一項第三号イ及びロに掲げる者を含む。）を発行人会社等の取締役若しくは監査役に就任させてはならない（外国投資家が自ら又は他のものを通じて株主総会に提出した議案に係る場合以外にあっては、会社法第三百四条の規定に基づき、株主総会において提出された議案に係る場合を除く。）。
- 二 外国投資家は、自ら又は他の株主を通じて令第二条第十一項第二号から第四号まで及び命令第二条第二項各号に掲げる議案（対象事業に係るものに限る。）を発行人会社の株主総会に提案してはならない。
- 三 外国投資家は、対象事業に係る非公開の技術情報の取得その他の当該技術情報の流出につながるおそれのあるものとして次に掲げる行為を行ってはならない。

「イ〜ハ 同上」

四 外国投資家は、令第三条の二第二項第三号ロに掲げる行為を行

う場合において、発行会社等が営む特定業種に属する事業又は特定技術等に関し、当該発行会社等の取締役会若しくは重要な意思決定の権限を有する委員会に出席し、若しくは自らが指定する者を出席させてはならず、又は当該発行会社等の取締役会若しくは重要な意思決定の権限を有する委員会若しくはそれらの構成員に対し、自ら若しくはその指定する者を通じて期限を付して、当該発行会社等の回答若しくは行動を求めて書面若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により提案してはならない。

五 命令第三条の二第五項各号に規定する外国投資家にあつては、令第三条の二第三項第三号ロに掲げる行為を行う場合において、発行会社等が営む特定業種に属する事業又は特定技術等に関し、非公開情報（発行会社等の役員に係る就業条件、報酬その他の役員に係る情報又は発行会社等の財務状況に係る情報を除く。以下同じ。）の取得その他の当該情報の流出につながるおそれのあるものとして次に掲げる行為を行つてはならない。

「イゝハ 略」

六 命令第三条の二第五項各号に規定する外国投資家にあつては、令第三条の二第三項第三号ロに掲げる行為を行う場合において、発行会社等が営む特定業種に属する事業又は特定技術等に関し、発行会社等の使用人その他の従業者として就労し、若しくは自らの指示により命令第二条第三項第二号イから又までに掲げる者を発行会社等の使用人その他の従業者として就労させてはならず、又は発行会社等の役員若しくは使用人その他の従業者に対

う場合において、発行会社等が営む特定業種に属する事業に関し、当該発行会社等の取締役会若しくは重要な意思決定の権限を有する委員会に出席し、若しくは自らが指定する者を出席させてはならず、又は当該発行会社等の取締役会若しくは重要な意思決定の権限を有する委員会若しくはそれらの構成員に対し、自ら若しくはその指定する者を通じて期限を付して、当該発行会社等の回答若しくは行動を求めて書面若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により提案してはならない。

五 命令第三条の二第四項各号に規定する外国投資家にあつては、令第三条の二第二項第三号ロに掲げる行為を行う場合において、発行会社等が営む特定業種に属する事業に関し、非公開情報（発行会社等の役員に係る就業条件、報酬その他の役員に係る情報又は発行会社等の財務状況に係る情報を除く。以下同じ。）の取得その他の当該情報の流出につながるおそれのあるものとして次に掲げる行為を行つてはならない。

「イゝハ 同上」

六 命令第三条の二第四項各号に規定する外国投資家にあつては、令第三条の二第二項第三号ロに掲げる行為を行う場合において、発行会社等が営む特定業種に属する事業に関し、発行会社等の使用人その他の従業者として就労し、若しくは自らの指示により命令第二条第一項第二号イから又までに掲げる者を発行会社等の使用人その他の従業者として就労させてはならず、又は発行会社等の役員若しくは使用人その他の従業者に対し、自ら若しくは第

し、自ら若しくは第三者において就労することの勧誘を行つてはならない。

(対内直接投資等が国の安全等に係る対内直接投資等に該当しないための基準の例外)

第三条 次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に掲げる場合の区分に応じた前条の規定に反しないものとする。

一 「略」

二 法第二十七条の二第一項の規定により法第二十七条第一項の規定による届出をせずに行つた直近の対内直接投資等の後に生じた事由により、法第二十七条第一項の規定による届出をして対内直接投資等を行つてはならない期間が満了した後に行う令第二条第十一項第二号から第四号までに掲げる議案及び命令第二条第四項各号に掲げる議案に係る法第二十六条第二項第五号に掲げる同意に係るもの(当該届出に関し法第二十七条第十項の規定に基づき当該対内直接投資等に係る内容の変更又は中止を命じられていないものであつて、当該届出に関し虚偽の届出でないものに限る。)を行う場合 前条第二号

「三」六 略」

備考 表中の「」の記載は注記である。

三者において就労することの勧誘を行つてはならない。

(対内直接投資等が国の安全等に係る対内直接投資等に該当しないための基準の例外)

第三条 次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に掲げる場合の区分に応じた前条の規定に反しないものとする。

一 「同上」

二 法第二十七条の二第一項の規定により第二十七条第一項の規定による届出をせずに行つた直近の対内直接投資等の後に生じた事由により、法第二十七条第一項の規定による届出をして対内直接投資等を行つてはならない期間が満了した後に行う令第二条第十一項第二号から第四号まで及び命令第二条第二項各号に掲げる議案に係る法第二十六条第二項第五号に掲げる同意に係るもの(当該届出に関し法第二十七条第十項の規定に基づき当該対内直接投資等に係る内容の変更又は中止を命じられていないものであつて、当該届出に関し虚偽の届出でないものに限る。)を行う場合 前条第二号

「三」六 同上」

（外国為替及び外国貿易法第二十八条の二第一項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める特定取得が国の安全に係る特定取得に該当しないための基準の一部改正）

第七条 外国為替及び外国貿易法第二十八条の二第一項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定め

る特定取得が国の安全に係る特定取得に該当しないための基準（令和二年文部科学省、厚生労働省、農林

内閣府、総務省、財務省、
経済産業省、国土交通省、環

務省、
水産省、告示第七号）の一部を次のように改正する。
境省

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
(定義) 第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 「一〇五 略」 六 特定対象技術等 対内直接投資等に関する命令第三条第二項及び第六項、第三条の二第四項、第四条第三項並びに第四条の三第三項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める技術又は情報を定める件（令和八年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第四号）に規定する技術又は情報 七 略 八 特定親会社 上場会社等又は上場会社等以外の会社（以下「発行会社」という。）の子会社であつて特定対象事業を営むもの又は特定対象技術等を保有するもの（以下「特定子会社」という。）の親会社（発行会社を除く。）をいう。 九 発行会社等 発行会社、特定子会社、特定親会社又は発行会社が財務及び営業若しくは事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる他の会社として対内直接投資等に関する命令（昭和五十五年総理府、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省令第一号）（以下「命令」という。）<u>第四条第四項に規定する他の会社（子会社を除く。）であつて特定対象事業を営むもの又は特定対象技術等</u>	(定義) 第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 「一〇五 同上」 「号を加える。」 六 同上 七 特定親会社 上場会社等又は上場会社等以外の会社（以下「発行会社」という。）の子会社であつて特定対象事業を営むもの（以下「特定子会社」という。）の親会社（発行会社を除く。）をいう。 八 発行会社等 発行会社、特定子会社、特定親会社又は発行会社が財務及び営業若しくは事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる他の会社として対内直接投資等に関する命令（昭和五十五年総理府、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省令第一号）（以下「命令」という。）<u>第四条第三項に規定する他の会社（子会社を除く。）であつて特定対象事業を営むものをいう。</u>

を保有するものをいう。

十 秘密技術関連情報 発行会社等の特定対象事業を営む部門において秘密として管理されている、技術、技術に関する研究開発の成果、生産方法、部品供給元その他特定対象事業に係る技術又はシステムに関連する情報及び非公開の特定対象技術等（発行会社等の役員（法第二十六条第一項第五号に規定する役員をいう。以下この号及び次条において同じ。）に係る就業条件、報酬その他の役員に係る情報又は発行会社等の財務状況に係る情報を除く。）をいう。

「十一」十三 略

（特定取得が国の安全に係る特定取得に該当しないための基準）

第二条 法第二十八条の二第一項の規定により法第二十八条第一項の規定による届出をせずに特定取得を行つた法第二十八条の二第一項に規定する外国投資家が遵守しなければならない基準は、次のとおりとする。

一 外国投資家は、当該特定取得に係る発行会社等の取締役（当該発行会社等が持分会社（会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。）である場合にあっては、業務を執行する社員又は業務を執行する社員の職務を行うべき者をいう。以下この号において同じ。）若しくは監査役に就任し、又は命令第二條第三項第一号イからトまでに掲げる者（自ら又は他のものを通じて株主総会に提出した議案に係る場合にあっては、同項第二号イからヌまでに掲げる者を含み、外国投資家が令第三条の二第一項第三号から第六号までに掲げるものに該当する場合であつて、自ら又は他のものを通じて株主総会に提出した議案に係る場合にあつ

九 秘密技術関連情報 発行会社等の特定対象事業を営む部門において秘密として管理されている、技術、技術に関する研究開発の成果、生産方法、部品供給元その他特定対象事業に係る技術又はシステムに関連する情報（発行会社等の役員（法第二十六条第一項第五号に規定する役員をいう。以下この号において同じ。）に係る就業条件、報酬その他の役員に係る情報又は発行会社等の財務状況に係る情報を除く。）をいう。

「十」十二 同上

（特定取得が国の安全に係る特定取得に該当しないための基準）

第二条 法第二十八条の二第一項の規定により法第二十八条第一項の規定による届出をせずに特定取得を行つた法第二十八条の二第一項に規定する外国投資家が遵守しなければならない基準は、次のとおりとする。

一 外国投資家は、当該特定取得に係る発行会社等の取締役（当該発行会社等が持分会社（会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。）である場合にあっては、業務を執行する社員又は業務を執行する社員の職務を行うべき者をいう。以下この号において同じ。）若しくは監査役に就任し、又は命令第二條第一項第一号イからトまでに掲げる者（自ら又は他のものを通じて株主総会に提出した議案に係る場合にあっては、同項第二号イからヌまでに掲げる者を含み、外国投資家が令第三条の二第一項第三号から第六号までに掲げるものに該当する場合であつて、自ら又は他のものを通じて株主総会に提出した議案に係る場合にあつ

ては、命令第二条第三項第三号イ及びロに掲げる者を含む。）を
発行会社等の取締役若しくは監査役に就任させてはならない（外
国投資家が自ら又は他のものを通じて株主総会に提出した議案
に係る場合以外にあつては、会社法第三百四条の規定に基づき、
株主総会において提出された議案に係る場合を除く。）。

二 外国投資家は、自ら又は他の株主を通じて命令第二条第十一項第
二号から第四号までに掲げる議案及び命令第二条第四項各号に
掲げる議案（特定対象事業又は特定対象技術等に係る事業に係る
ものに限る。）を発行会社の株主総会に提案してはならない。

三 外国投資家は、特定対象事業に係る非公開の技術情報又は非公
開の特定対象技術等の取得その他の当該技術情報又は当該特定
対象技術等の流出につながるおそれのあるものとして次に掲げ
る行為を行つてはならない。

「イゝハ 略」

（特定取得が国の安全に係る特定取得に該当しないための基準の
例外）

第三条 次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に掲げる場合の
区分に応じた前条の規定に反しないものとする。

一 「略」

二 法第二十八条の二第一項の規定により法第二十八条第一項の
規定による届出をせずに行つた直近の特定取得の後に生じた事
由により、法第二十七条第一項の規定による届出をして対内直接
投資等を行つてはならない期間が満了した後に行う命令第二条第
十一項第二号から第四号までに掲げる議案及び命令第二条第四
項各号に掲げる議案に係る法第二十六条第二項第五号に掲げる

ては、命令第二条第一項第三号イ及びロに掲げる者を含む。）を
発行会社等の取締役若しくは監査役に就任させてはならない（外
国投資家が自ら又は他のものを通じて株主総会に提出した議案
に係る場合以外にあつては、会社法第三百四条の規定に基づき、
株主総会において提出された議案に係る場合を除く。）。

二 外国投資家は、自ら又は他の株主を通じて命令第二条第十一項第
二号から第四号まで及び命令第二条第二項各号に掲げる議案（特
定対象事業に係るものに限る。）を発行会社の株主総会に提案し
てはならない。

三 外国投資家は、特定対象事業に係る非公開の技術情報の取得そ
の他の当該技術情報の流出につながるおそれのあるものとして
次に掲げる行為を行つてはならない。

「イゝハ 同上」

（特定取得が国の安全に係る特定取得に該当しないための基準の
例外）

第三条 次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に掲げる場合の
区分に応じた前条の規定に反しないものとする。

一 「同上」

二 法第二十八条の二第一項の規定により法第二十八条第一項の規
定による届出をせずに行つた直近の特定取得の後に生じた事由
により、法第二十七条第一項の規定による届出をして対内直接投
資等を行つてはならない期間が満了した後に行う命令第二条第十
一項第二号から第四号まで及び命令第二条第二項各号に掲げる
議案に係る法第二十六条第二項第五号に掲げる同意に係るもの

同意に係るもの（当該届出に関し法第二十七条第十項の規定に基づき当該対内直接投資等に係る内容の変更又は中止を命じられていないものであつて、当該届出に関し虚偽の届出でないものに限る。）を行う場合 前条第二号 「三・四 略」	（当該届出に関し法第二十七条第十項の規定に基づき当該対内直接投資等に係る内容の変更又は中止を命じられていないものであつて、当該届出に関し虚偽の届出でないものに限る。）を行う場合 前条第二号 「三・四 同上」
備考 表中の「」の記載は注記である。	

附 則

（適用期日）

1 この告示は、令和九年一月四日から適用する。

（経過措置）

2 この告示は、この告示の適用の日から起算して三十日を経過した日（以下「適用日」という。）以後に行う外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律（令和八年法律第三十号）の規定による改正後の外国為替及び外国貿易法（以下「新法」という。）第二十七条第一項に規定する対内直接投資等（以下「対内直接投資等」という。）及び新法第二十八条第一項に規定する特定取得（以下「特定取得」という。）について適用し、適用日前に行った対内直接投資等及び特定取得については、なお従前の例による。